

(分類工作5.1.1-1)

昭和七年二月十五日

思想月報

卷十一

利

高等法院檢事局恩相心部

S 9451-2

1612

9451-2

S

一、日本朝鮮共產青年日本總局解体聲明書
二、高麗共產青年會日本部解體確定
三、鮮支人韓突事件判決有罪確定
四、高麗共產青年會日本部再組織公判概況
五、思想犯釋放者之保護
六、光州學生事件檢訖調書
七、光州學生事件被告人等陳情書
八、具然欽確定判決
九、韓國唯一獨立上海促成會綱領規約及細則宣言
十、全鮮思想事件月表（昭和六年十二月分）
十一、思想語彙

附錄

○日本共產青年事件公判概況（第三十四報乃至第三十七報）

I-0692

本月號(三月)老學生事件の記録と秘密結社所在場所の検証書及び第二審裁判長に対する被告人の陳情書(月報六號参照)を採録しました。高麗共產青年会日本部再組織事件の公判概況は東京に於ける朝鮮共產主義運動の公判闘争を知る材料と成ります。

韓國唯一独立党上海促進会総領事は其忽缺事件の証據物寫であります。朝鮮共產黨日本總局、高麗共產青年会日本部解体聲明書は日本内地に於ける朝鮮人共產主義運動的一大変革を暗示するものと思ひます。斯くて或は將來は日本共產黨の中に朝鮮人部なるものが出来るのは勿論かと思ひます。この事は同時に朝鮮に於ける内地人共產主義者は朝鮮共產黨に対する如何なる關係を結ぶかの問題を示唆するものと思ひます。共產黨(國)共產主義が確立するものと思ひます。この推移は極めて重要なことと思ひます。日本共產黨事件公判概況は九三二、三報は受理しませぬ。脚諒承を願ひます。(伊藤記)

S

9451-2

1613

I-0692

011

I-0692

011

新聞所載)

朝鮮共産黨日本總局、高麗共產青年會
日本部解體聲明書
(一九三三年一月七日施行第八十四號第三無產者

日鮮勞働者農民諸君！

我が總局及共青日本部は一九二六年朝鮮共產黨及高麗共產青年會の日本に於ける派遣部隊として結成され來在日本朝鮮人勞働者運動の指道下に來た。かかる黨及共青の海外部隊が専該地域のプロレタリア運動と何等の有機的関聯なく独立的に存在してゐたと謂ふ事は専時の特殊の客觀的情勢に照應するものとは云へ確かに一つの變則的存在(變りはない)故にこれら組織はその成立専時から既に一定の歴史的制限性を有自らの中には内包するものであり、近々将来に於ける専

該地域のプロレタリア運動への解体を自己の歴史的見透しとして持つものであったのである。然るにこの解体の問題が未だ實踐的問題として我々の前に提起されるに先立つて一九二八年末我總局及日本部は白色テロルの乱舞の中でその陣營を被壊さるべく余儀なくされたのである。そし専此の専然提起されるべくして、され得なかつた解体問題はその後大衆自身の自然成長的創意に依り實踐が移され事態としてあらわれに至つたのである。このことは既に朝鮮プロレタリア階級的協同は廣汎な階級戰線の現實的事態としてあらわれに至つたのである。このことは既に朝鮮等が狹隘な民族的分限を超えて勞働階級としての共同の運命と共同の使命を自覺し彼等の最も依頼すべき盟友を互に是の現實的闘争の過程に於て見出しつつあることを立証するものであり、同時に我が總局の歴史的任務の終了とその解体の實踐的可能性を保証するものでなければならぬ。然るに我が總局は一九二六年國内に於て

S

9451-2

1615

S

9451-2

1614

けける二月事件は次く總會自身の破壊等前記の事情に
依りこの解体の任務を一定の見透しの下に意識的遂
行しえ得なかつたために、未だ一部大衆の間には我總局の
解體か敵の壓力による一時的現象の如く誤認し或は今
尚政治的指導部隊としての總局が現存するか否かの
想を抱いて居るも多うではない。我々が今更め自己の
の解體を聲明する理由は専ら茲にあるのである。ええと
その解体は専然黨の決意に基き一足の上部機關の指令
に依るべきであるにも拘らず、今日國內の諸情勢はこの
正常な手續を許さない現状にあるのである。因つて
我々は總局及共青日本部の自発的意愿によりこの討
議に参加し得ない事情のある一部の同志を除き全員
一致を以てこの解体を決議するに至つたのである。從々
我總局及共青日本部の成立及解体過程は一定の歴史
的段階に於ける客観的諸條件により決定されたもの
ナリ。

かあつて決して一部有教者共が唱へる如く不幸な過去への自
己懺悔でもなければ誤りの方向の單なる清算でもない。自
れに就いては何機を更めて具体的な論議が試みられ
るであらう。唯残る問題は解體に附隨して専然解
決と整理とを要すべき若干の問題と我々の今後つ実践
的方向である。然しこれん就てもこの短い聲明書の中では此
の問題の輪廓立てる提示する事は不可能である。只
解體が單なる陣営の解体ではなく新しき闘争への
轉向である事を云へは足る。我々は日鮮アーレクティアの
あらゆる革命的組織の中の自己の階級的任務を見出
ナリであらう。

四最後に臨む我總局及共青日本部の歴史的課業は
參加し我々と辛苦と共にした同志の中今敵の牢獄で
懲り或は國外に亡命する諸君に堅き握手を送る。我
々は今や同じく肩を並へてゐた陣列から離散し各々



9451-2

1617



9451-2

1616

0113

I-0692

是の部署を異にするとは云へ我總局の輝ける革命的
傳統と牢固たる闘争的精神とは我々の新しき陣頭に
輝くであらう!

(昭和七年三月二日、司法省刑事局情報部依る)

S 9451-2

1618

聲
三

I-0692

0114

支那人襲擊事件判決有罪確定（第五報）

言渡廳									本籍	住所	職業	年齡	犯行	確定刑	氏名	
平壤地方	平南	平南	農業	一九	犯行	確定刑	安仁錫	名	平壤地	平南	農業	一九	放火(住家燒)	懲役三年六月	安仁錫	
理髮業	勞動	洗濯業	勞動	職業	洗濯業	建造物破壞	崔長壽	年齡	三一	勞動	二三	二四	建(住家燒)	三年	崔長壽	
商品破毀	商品破毀	商品破毀	商品破毀	職業	洗濯業	建造物破壞	朴萬好	年齡	三八	商品破毀	二一	二三	造(住家燒)	六年六月	朴萬好	
三一	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八年間亂世猶豫						
尹永鎬	李奎夏	姜性道	金義駿	李亨燮	李奎夏	李亨燮	崔長壽	年齡	三一	尹永鎬	三一	三一	放火(住家燒)	懲役三年六月	尹永鎬	

S

9451-2

1620

5

9451-2

1619

I-0692

		平壤地方	言渡廳
"	平南	黃海	本籍
"	"	平南	住所
"	工場職工	麵屋僱人	職業
二一	護謨靴	二五	年時犯
	殴打重傷	二四	行犯
"	"	殴打殺害	確行
"	三年	憲役十三年	定期刑民
	沈寶賢	鄭在崇	姓名

以上三十七名（累計八百三十五名）

S 9451-2

1622

S 9451-2

1621

I-0692

高麗共產青年會日本部再組織公判概況(支八報)

被告人 金東訓

右、者ニ関スル標記公判八十月二十七日前十一時十分ヨリ
東京地方裁判所陪審第一號法廷ニ於テ神田裁判長
児玉吉浦兩陪席判事丸檢事係阿河大森西辯護
人立會、下ニ公開禁止、儘引續キ續行午後四時三十
分開廷セハ力其、状況左ノ如シ

記

年前十一時十分ニ至リ被告人金東訓幹カニ入廷、裁判長被
告人、本籍、住所、氏名等、審理入り之レタ終リ名後檢
事公訴事實、陳述ニ入ル
檢事ハ高麗共產青年會力革命的手段ニ依リ朝鮮、独
立ヲ謀リ私有財産制度ヲ否認シ朝鮮ニテロレタリアレ独
裁、社會ヲ樹立ニ因ツテ以テ共產主義社會、實現ヲ目的
トスル秘密結社十九处被告人人金東訓ハ大正十五年一月

勉學、目的ヲ以テ東京ニ來リ早稲田大學高等學院文
科入学ニタル力豫テヨリ民族主義思想ヲ懷キ支那革
命其、他世界諸國ニ於ケル民族革命運動並ニ第一次
朝鮮共產完檢舉、報道ニ接シ社會運動興味覺
工遂ニ共產主義ニ共鳴スルニ至リ昭和四年二月朝鮮
解放ヲ主眼トスル新幹會東京支會會長ニ選ハレ專
朝鮮民族解放運動ニ從事リタル處昭和四年三月
中旬頃東京市牛込区平端町九番地酒井方家時被告
人下宿先ニ於テ高麗共產青年會員印貞植ヨリ
告人ハ高麗共產青年會日本部東京區域負責者内
定セル旨告ゲタル處被告人ハ同会力前記人如其目的
ヲ有スル秘密結社ナルコト、情ヲ知リ十カト同局責任者
ルコトヲ承諾シ同會ニ加盟シ爾來名所ニ於テ区域向
會議ヲ開催、会員的運行、爲ニ活動シタルモナリ云々ト
述ヘ公訴事實、陳述ヲ終ル

S

9451-2

1624

S

9451-2

1623

I-0692

0101

裁判長被告人

對之公訴

事實

対スル意見

辯解

ヲ求ム

被告人

吉久

公判開廷

三月

左ノ四項目ヲ要求ス

ルト前提シ

一、統一裁判ノ要求

二、裁判公開

三、法廷内於ケル朝鮮語使用ノ自由

四、政治的犯人ノ即時釈放

日本共産党中央委員会公開ニテ審理ヲ續行セルニ本件之
分離暗黒内ニ審理セントスルハ民族的差別甚敷シ云
ベト述ヘタルチ以テ裁判長被告人=対之公訴事實審理
應スルヤ否ヤ並証拠調査キテハ意見辯解ヲナスヤ不妥
ナシヲ事實審理並ニ訴訟調査人ル旨答へ無事
實審理。ハル前科ノ有無ニ關之訊問ハルヤ被告ハ前科
ナキモ拘留ハ數回アリ方之ハ何等理由ナクシテ拘留サレ
シ

八五、十一トテ警察察究處罰令、治安警察法、治安維持法
朝鮮總督府制令、四法律、撤廢ノ要求不次ニ共産
主義信奉、且ニ闇シテ、訊問ニ付シ自力ハ朝鮮民族、徹
底的解放ヲ期スルモ/テアルト述ヘタル後自分ハ永仁間、拘
禁ニ依リテ意識力明瞭テナカニ正確ニ述ヘル為メ豫審
決定書ヲ貸與シテ貰ヒタリト要求、求ヘタルモ許サレズ
事實、闇シテハ印貞植、紹介ニ依リ入会セルモ此ノ事實
ハ後日判明シタルモ/十一ト述ヘ青年会、性質、訊問ニ付シ
不矣張り青年会、行動綱領、証拠トシテアルカラソレ、
提示シ願ヒタリ其上詳細説明スルトテ明瞭ナル意見ヲ
問シテハ明答ヲ辟ケ此、時被告ハ連續的、訊問ニ
テハ前後錯綜之訊問三ツノヘテナカニ就キ訊問ニ
欲シシト苦情ヲ訴ヘタル後之等ノ事實調査ニ關シハ同志陸
學林、立会ヲ求メルト要求也。後豫審調査各項付考審

S

9451-2

1626

S

9451-2

1625

I-0692

010

程ヲ爲ス

第一運動方針、其就テハ印貞植ヨリ報告セルニ非エ
テ自分力述ヘト云ヒ第二点付キ審理セントスル又被告
ヲ總テ、訊問、對ニテハ相處、豫備知識力必要テアル之ヲ
爲刑務所内参考書ノ差入ヲ願ヒ度レト要求シ辯
護人ヨリモ日本共産党被告ニ付モテハ裁判所於テ檢議上
参考資料、差入カニタク旨述ヘテ上被告人ノ意志添
ヒタキ旨附加ハ裁判所ニ於テ公合議上其ノ必要ナシト
告ク次テ第二点、入りタルガニ城局會議院催ニ開シテハ区
域局會議ハ一圓開催セルニテ其後ハ印貞植ハ大体之ヲ承認
リ開催シナカニト述テ、第三点、上開セシム大体之ヲ承認
レ、第四、東京地方労働組合代表者會議、上開シテハ報告
陸學林ヨリ受ケタルモ自人分ヨリ指令ヲ發シタルコトナシト
述バ此時阿河辯護人ヨリ都合ニ依リ休憩セラレタヌ
要亦シ零時十五分休憩ヲ宣ス

金三、

午後一時三十五分ニ至リ再開午前三引續キ事實審理ニ
入り第五、勞働組合同盟、行動綱領決定、件二、タルカ斯ル
事實ナシト述テ、第六、新幹会行動綱領訂立、件並
三人金之舜、實無所屬会員トナシ、協議二回ニ及ハ全團
否認シ後者之承認ス、第八自衛團組織團體ハ全團
第一次組織尚未時ヨリ結成セラレタルモノシテ特別之組織
タルモニ非久且ニ一時中止セルヲ復活セル、三十リト答フ
事實審理リ終ニテ裁判長ヨリ被告ハ高麗共產青年
会東京区域局責任者タルヤ同会ノ性質ヲ簡單ニ述ヘ
レハ如何ト、問ニ對シ被告ハ「高麗共產青年会」被控取
朝鮮勞働者農民青年、共產主義的表面的合法的政治
政治闘争團體アスト述ヘタル後事實審理二回シテ事實
1相違セル点多々アルニ依リ之ヲ陳述ミタイトテ警察、捜
問ニ依ツテ調書ハ出来タカルト種々具体的な拷問、事實
實ヲ列挙シタリ此時検事、裁判長ニ許可ヲ得被告

S

9451-2

1628

S

9451-2

1627

0115

I-0692

對此被告八会ノ性質ヲ知る理由ハ解らず
又会ノ性質ニ就キ合法的表面的政治團體ナリ
由及總チノ区域局會議ニ於テ朴文衆ノ出席ナシト陳述
シタルニ付キ回答ヲ求メタルニ入会當時会ノ認識ニ就
テハ確答也又会ノ性質、合法的トハ大眾ノ承認ニ依リ又
之ノ背景ニテ樹立シタルニ依リ合法的ナリ又表面的トハ大
衆的ナルカ故ニ易然表面的性質ヲ有スルモノナリト答
文衆ノ出席セサル点ニ關シテノ区域局何等直接關係ナシト
テ努メ出席ヲ否認入此、時辯護人ヨリモ青年会ノ目
的、性質、國際共產黨トノ關係行動綱領、朝鮮共產黨ト
高麗共產青年會トノ關係、就キ貨物アリタルニ對シ青年
會ノ目的性質ニ關シテハ今直明答スルコトハ出来未だ參
考資料ト多少猶豫ヲ興ヘシレタヒ更ニ裁判長ニ書類
閲覽不要求ス而シ訟拏面、朝鮮青年同盟行動綱
領中會力目標トスル總領ヲ擧出讀上ク國際共產青

年會トノ關係付テ不知ニ朝鮮共產黨ト青年會トノ關
係ニ就キノ關係アリト答フ、終シテ詎拏調ニ入り裁判長
入虎ノ事實責任者トナカル経路其他名詎人、詎
解シテ讀間ケ詎拏調ニ終リ被告ニ詎拏對シ意見辯
言シテ讀間ケ詎拏調人トシテ第一次事件、人金漢卿、宋
昌漢、金鶴儀、宋在洪並ニ修野學、德田球一等、詎
人中請チ有シ辯護人ヨリ元詎人トシテ修野學名ヲ申請
之力理由ヲ述フ檢事ノ被告ノ入會ノ事實ハ詎拏之候
會議ノ為メ一時退席入時三年后二時五十五分
直三開會裁判長詎人中請チ全部却下、決定ノ為
要テ檢事、論告並ニ死刑入り檢事ハ本被告ハ徹頭
徹尾審理ヲ受ケ事實審理於テ至大体承認シテ牛



9451-2

1630



9451-2

1629

I-0692

0120

入會ニ就テハ詫惣他於テ充分ナル又会員的
ニ成シ種々遠回シ議論ナシ居ル之結局、朝鮮、獨立
ヲ圖リ無産者解放ヲ目的トシ居ルトハ疑リ察レテ
國際共產青年同盟トノ關係就テハ二式、加入八十人ト
乙承認サレテ牛ル宛カモ朝鮮共產黨カ國際共產黨ヨリ
並認得テナカニ支部トニ確定シテ加入リ認メラレ
其間三年ヲ要シテ牛ルノリ見テモ想像スルコトハ
來ル虎ト青年会トノ關係ハ權五萬以下名詔人、詔言
如ク同一目的、爲ニ創立サレテ牛ルノチアル云々ト論告レ被
告人、結社、役員ニ相勧メルヲ以テ起役五年ヲ相勧トス
ト刑安後朝鮮共產青年並ニ高麗共產青年会ノ目的
ニ治安維持法適用、理由等、闇シテ朝鮮、獨立ト帝國、
關係(但)虎内、指導理論ト派閥斗争等、項目三分ケ詳
細ニ説明ナシ論告終ル
並テ辯護人、辯論ニ入りタルカ大森辯護人ハ高麗共產

金
五

青年会ノ治安維持法ノ以テ加熱スルコトハ間違ヒト男ヲ
罷免ニ該易スルトスルを組織罷免シテ論入ニアリスニシテ加入
ト虎トノ關係ハ畢ニ共產主義青年、改良成機團ニシテ改
治問題ハ虎ニ於テ處理スノ様ナツク牛ル朝鮮共產青年
ト青年会ノ關係、然ニ其様考ヘンカ、矣ニ關係ハ檢
事、論告ニ及ブテアル
檢事、論告ニヨレハ青年会ハ虎ト同一目的、下ニ組織セ
ラレタト称スル瓦斯ル抽象論ノ以テ組織論ノ論スル不
ハ大イニ考慮スヘキ問題テ牛ル又高麗共產青年会ハ
國際共產青年同盟トノ關係テアルカ之亦檢事、論告、
依レハ明瞭シ欠ケテ牛ル以上、理由カニシテ青年会ノ治安
維持法ヲ以テ論入キ筋合モノテナク故ニ吾々ノ原則的
被告ノ無罪ヲ主張スル者デアル云々ト述べ
次三阿河辯護人ハ「檢事、論告」因レハ朝鮮、獨立カ國

S

9451-2

1632

S

9451-2

1631

I-0692

0121

體、農革ニナルト云フカ最近或學者ハ明治維新八國體
ノ農革ト云フ議論ヲ為ス者モアリ此問題ハ重要ナル
問題アル又粒事八例リ凡少、一寒村力独立シタ
ル場合ヲ述ヘラレタクスル議論ハ成立シナイト恩フ又私
有財產制度ヲ否認テアルカ青年會ハ南面ノ目的ハ民
族解放テアツテ無產者ヲ解放シ無產階級、時代ヲ
現出スルコトハ南面ノ問題テナイ将来、問題ニ就テ
想像シテ斷罪スルハ南面不得ナリ若大土地ヲ沒收スル
コト並ニ產業ヲ國有スルユトカ私有財產制度、否
認ト云フナラハ合法政黨タル大眾黨、社民黨、於テ乞
資本主義挑撃」タル頃ハ之ニ該南スルモト思料
スルカ南局、斯ル國體ニハ何等構ハズ唯共產黨乞
之ニ該南スルモトシテ處罰スルハ偏頗タル裁判ア
アル吾々ハ青年會ハ朝鮮ノ革命青年リ養成ス
ル機関テアツテ所謂治安維持法ヲ以テ論スヘキモ
金

ノ非人ト信ス依テ無罪ヲ主張スルト云々ト辯論リナス
最後ニ被告人檢事ノ論告シ非難シ治安維持法適
用ハ誤リナリト論シタル後、吾々二千萬朝鮮大眾ノ
海勵イテ居ル者アル、會ハ朝鮮民衆ノ代表者テ
アル而シテ朝鮮人ノ最毛正南十九要求ヲ為シテ、アル
ルモノテアル決ミテ罪トナリヘキアナイ故ニ吾々ハ五
運動ヲ妨害スル治安維持法、治安維持法、朝鮮
總督府制令等、即時撤廃ヲ要求スル云々ト述ヘ最
后ノ陳述ヲ終ル
裁判長結審スル旨リ宣シタル後判決言渡ハ來九十一
月二十四日午前十時ヨリナス旨リ告ケ午後四時十八分
用延セリ

S 9451-2

1634

S 9451-2

1633

I-0692

0122

朝鮮共産党日本總局及高麗共産青年會日本部
黨員控訴公判準備手續概況

首題事件治安維持法違反被告(第一次檢舉)金漢卿等
二十九名(三十名ナリシも參炳魯ハ控訴取下シ為シ第一審判決
言渡懲役三年六月未決拘留三百五十日通算三服罪昭和六年
五月八日ヨリ予葉刑務所(收容中)ハ昭和六年三月三十一日東
京地方裁判所於テ判決言渡シ受文ナルニ對し控訴シ尔東
京控訴院於テ審理中ナリシカ本年七月ヨリ東京地方
裁判所宮城裁判長係リテ審理中ナル日本共産党被告佐
野進以降首腦部公判力公開統一ニテ續行中ナルニ刺
戟セヨレ本件被告等之辯護士ヲ通ニテ廣々控訴院専向
ト折衝セル結果控訴院於テ至日本共産党例鑑ミ公
開統一審理ヲ為ス意図ニテ末月三十日東京地方裁判所
陪審第一號法廷於テ東京控訴院宮内裁判長係リテ
陪審第一號法廷於テ東京控訴院宮内裁判長係リテ

テ第一回控訴公判準備手續リ開廷被告中金漢卿、金
容杰、金鶴儀、宋昌濂、李雲深、宋在洪、朴合記、姜志
淳、八名討訟向リ為シ又之等被告高見ソ雅取更
三十日十八日前十一時十五分ヨリ東京地方裁判所陪審
二號法廷於テ東京控訴院判事宮内聰太郎裁判長、
陪審判事芳賀健治、佐藤勝彦、椚町丈四郎並
辯護士側八角守平、青柳盛雄、歐清石(再開后公政清石缺
席)立會下二開廷公判廷被告席前方二列二
金漢卿、金容杰、金鶴儀、宋昌濂、李雲深、宋在洪
朴台乙、朴得鉉、金鳳禧、李昌震、張鶴清、尹壽巖
金正泓、文基健、沈在潤、李相助(以上市立右刑務所
拘禁中者十六名)

被告席後方二列二

朴魯均

金錫舜

李起澤

林鐘雄

李元賢

朴善聲

許義淳(以上保候中者七名)

S

9451-2

1636

S

9451-2

1635

I-0692

0123

合計二十三名出席着席第二回控訴公判準備手續開廷後一時十分一先ツ休憩、全二時三十分再開全七時開廷シタルカ其、状況左記、通有之

追而朴得龍、金斗鎮、金秉國三人呪出状ヲ發シタル久席、鄭禧詠、姜春淳ハ飯鮮中、金友燮ハ精神病ニテ日下松次病院入院中ニテ都合六名不出席、行爲人忌

記

一、本月十八日前十一時十五分開廷先ツ宮内裁判長ハ朴得鉉
金鳳禧、李恩震、趙鶴濟、尹壽鑑、金正泓、文基璉沈在潤、李相鼎、朴魯珀、金錫舜、朴春聲、李起澤
李元賢、林鐘雄、許義淳（以上十六名）、順二人違ヤ否ヤヲ確山ル爲型、如ク本籍、出生地、居所、氏名、年齢ヲ訊証シタル後更ニ朴得鉉以下十六名三対シ各豫審決定書、犯罪事實ヲ認ムルヤ否ヤ、訊問三対ニ各被告ハ全然認メ又又ハ認ムル处ニアリ認メサル處モアリト申立ツル者ア

準二

リ該豫審決定書ヲ全部認ムト陳述セル者ハ一人モナカリ

二、被告金漢卿ハ發言ヲ許サレ去ル十月三十日、要求事項
二閑シ更ニ協議シ度シト被告、議長格トナリ、出来得ん限り簡單ニ朝鮮共産党日本總局並ニ高麗共產青年会、爲メニ充分希望ヲ述ヘテ貴ヒ度イ又僅カノ時間アル故有效ナル要求事項ヲ決定シ度、去ル十月三十日公判準備會於テハ八項目ニ亘ル要求事項ヲ裁判所提出シタルカ其際ハ自分等八名ニ協定シタルヲ以テ今面ハ更ニ公判、統一ヲ計ル爲メ第一次検舉ノ者全部、意見見ツ纏メ前回、要求事項ニ修正シ加ヘ度シト詔リタルヲ用陳第二次検舉ノ件天秉以下九名、被告ヲ第次検舉、分ト統一公判要求ニ閑シハ全部被告、意見一致スル所ナリニモ殊朴魯珀及金鶴儀ハ日下市若



9451-2

1638



9451-2

1637

I-0692

0124

刑務所收容中、治安維持法違反被告金漢經を統一公判に加フルコト主張シタルる金漢經ハ之レハ亮眞ニアラサルヲ以テ統一公判ニ加フル事ハ考慮ノ余地アリト決定三至三人

然ルニ金漢經ハ語ヲ次キ「弁護士青柳盛雄、呉郎直雄角田宇平、布施辰治、諸氏ハ吾々朝鮮共産党員爲全幅ノ盡力ヲ爲シ黙レ居ル」以テ意ヲ強クシテ亮眞翁之意見シ開陳シテ貴ビ度イシト名被告同志ヲ激励スル如ナリ。午後一時十分休憩ナル。三年後二時三十分再開朴得鉉ハ朝來独り余モ出来入背負ハレテ出逃屢々嘆息ノ催シ病状頗重リ。人二時四十分頃ニ至リ堪ヘ難キ様子ナリシ付裁判長ハ再三朴得鉉ハ房ハラル時尹壽山敬ヨリ緊急勅議出テ朴得鉉ヲ即日保釈ノ要求アリ更ニ角田弁護士ヨリ裁判長ニ請求其許シテ受ケ朴得鉉ヲ附添ハセ退庭医師ハ

診療ヲ受ケシメ朴得鉉ハ之令三時四十五分更ニ入廷被告席ニ着席ス。四人金鶴儀ハ「朝鮮共産党ハ吾々力死シ以テ守ルハ民族革命的政治理犯人トシテ公判に対する斗争」如何ニスルカラ考ヘス。甲ガシタ加ヘルコトカコムミニスト、シテ通商ナル任務アルト陳ヘタルニ對し金漢經ハ「スローガントモ要求事項ト云フも用語、相違ニテ實質ニ於テ同一ナリト信スルヲ以テ要求事項ソレ自体カスローガントアルト陳ヘ李元賢ハ「日本帝國主義ニ反対スル爲メノ虎テアル云々」ト陳ヘ宋昌廉ハ「吾久ハ公判準備、スタートヲ切ル处アルカラ充份人多ハ腹ヲ縛メテカ、ラネハナラヌ云々」ト金鶴儀ハ「公判迄ニテ弁護士ト被告ノ間裁判官ト被告ノ間ニ看守方店ルコトヤチ鉢ヲ掉ルコトハ吾々、矣シヲ非常ニ悪クスル分リテアルカラ看守等ハ二人店レハ結構テアル云々」ト公判終

S

9451-2

1640

S

9451-2

1639

I-0692

0125

五、宋昌濂ハ「朝鮮共産党員ハ粗暴且無智ナリト」云ア
者アルク歴史的意義ヲ有スル吾々朝鮮共産党員ニ對
シ民族的差別待遇ヲ為シ弱小民族ニ対する庄迫テアル事
ト陳へ結局控訴公判に対する要事項ヲ次、如ク決定セ

(一) 公判、絶対的公開
公判審理、統一(第二次検察官参加)

(二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一)
法廷於乞武裝的警戒、撤廃
代表陳述、許可
公判準備委員、常設
無考書差入、件
公判期日、指定被告、希望宿レルト
民族的差別絶対反対
治安維持法撤廃

准四

(土) 党及同盟員ノ即日釈放
六、金漢卿ハ「統制者」決定、公判統一圓上於必要アル
ニ依リ、ヨウカリ多者ヲ擧げ度、不詔タル結局金漢卿
決定、高公判ニ於テ陳述不允役割左、通了解メ定ム
總論一般的運動及党、綱領並歴史、金漢卿
党、農民組合運動、對外運動、金天海

朴魯文秉
金漢卿

1642



9451-2

(五) (四) (三) (二) (一)
朝鮮總督政治批判
X、公判審理委員
金漢卿、金鶴儀、朴得鉉、朴魯文、李元賢(以上五名)ト
朋町檢事、起訴、被告等ハ代表陳述ヲ為ス如ク協議
也、力斯ル事ハ刑事訴訟法上認ムレバ、裁判ハ刑事訴
訟法ハ拠リテ為ス。オカルヲ以テ同法規定ナシ代表陳述

1641



9451-2

0126

I-0692

八、出来得サル事明カリ、又被告等ハ公判準備会ト稱委員ヲ設ケルコトヲ協議セル力之承同法、認メサル所ナリ。然ルニ此、準備手續ハ同法規定スル所ニシテ違法ナル手續ナリ。依テ被告等ハ法律的手續ヲ為スハ専門家タル弁護士を通シテ直漏ナキ手續ヲ為スコトカ本事件ヲ圓滿進行終結スル上ニ最元善キ方法アルフトリ。信乙モナリ云々、論書付シ宋昌廉ハ、吾々ノ代表陳述云々、意味人ヲ檢事、云ハシタル如キ他ノ被告、爲スヘキ性質、事柄ノ関シ代表乙ニアリス。亮、活動ニ就キ、担任事項ニ就キ、代表乙モニシテ用語上ノ相違ナリト信乙云々、ト陳ハ更三人金漢卿ハ、只今決議セシ要求事項中參考書差入件並ニ今後方面控訴公判開廷前公判準備手續ニ關シ開廷アルヤ否即答アリタシト裁判長ニ要求之更ニ宋昌廉及金鶴、
ト方交々裁判長、明答アリタルモ裁判長ハ亮ク協議シヌル上ニ派シハ何レトモ決定シ難シト爲シ被告等ノ要求

事項ハ専門控訴院トシテ就レモ許否決定ニ至ラス
九、角田弁護士ハ、被告等ハ控訴公判ノ以テ最終的ノモトニ上告ヲセス非常事ナル決意シテ控訴公判ニ臨ムモノナル三舟此矣裁判長ニ於テモ御諒承アリ。被告ノ要求ニ對最太限、許容アリタシト、辯論アリ。事後七時無事開廷セリ。

連五



9451-2

1644



9451-2

1643

I-0692

0121

朝鮮共産党日本總局並高麗共産青年會
日本部黨員控訴公判準備手續概況

標記事件金漢卿以下二十九名（後秦炳魯、控訴取下ヲ
ナス六昭和六年三月三十日東京地方裁判所於テ判決言渡
ヲ受ケタルニ對シ控訴シタル件三閑シテハ前號既報ノ通
リタルカ示來東京控訴院於テ審理中ナリシカ昭和六年七月
ヨリ東京地方裁判所宮城裁判長掛リニテ審理中ナル日
本共產黨佐野學以下首腦部、公判カ公開統一ニテ審
本共產黨佐野學以下首腦部、公判カ公開統一ニテ審
野中ナルニ刺殺セラレ本件被告モ弁護士ヲ通シテ両三
四裁判所専局ト折衝、處裁判所於テモ日本共產
黨例鑑ニ公判統一審理ヲナス意図ニテ同月三十日午
前十時十五分ヨリ東京地方裁判所陪審第一號法廷ニ
於テ東京控訴院宮内裁判長芳賀佐藤兩陪審判事
棚町檢事係、布施、河合、谷郎、高橋、三浦、青柳、各弁
護士立會、下ニ幹部允記八名ヲ以テ公判準備手續ヲ開
始シタリ

公判廷前列二八

金漢卿、金容杰、金鶴儀、宋昌蘋、李雲珠、
宋在洪、朴台乙（以上拘禁中者）

後列二八

姜春淳（保釋中）

人名出廷裁判長ヨリ一人遠ナキヤソ確メル為メ金漢卿
ヨリ本籍、住所職業氏名（年令等）審理ヲ為スや金漢卿
金鶴儀姜春淳等ハ無職ト答ヘタルモ他ハ共產黨員
革命運動家社會運動等ト答ヘ他ハ何等不穩、言動
ナク審理ヲ終ル
此時被告金鶴儀ヨリ吾々ハ本日ノ準備手續ハツコテ
ブルヨリ固ニテ懇談的、會合ト恩ツテ來タ然ニ公判廷ニ入
ル看守巡査、ミナラス憲兵追リ入レテマルニ戒嚴令ヲ敷

S

9451-2

1646

S

9451-2

1645

0128

I-0692

イタ様ナ状態ニ頗ル異様ナ感ニ打タレタ五日々ハ第一審
其他ニ於テ極度ノ彈圧ヲ受ケタ今回ヨリハ宮内裁判長
ノ好意ニ依リ切角カ、ル状態ノ下ニ審理サル、様ニナツタ
テ吾々ハ第一審ヲ聯想シ最モ慎重ニ裁判ノ進行ニ就
テ協議スルコトハ出來ナイ速ニ看守憲兵巡查ヲ外ニ出シ
テ貰イタイト述

金漢卿ヨリモ一同ヲ代表シ金鶴儀同様ノ意見ヲ述ヘ
タル后、吾々ハ暴力團テミナンテモナト理由ナシテ暴力
ニ訴ヘルモノテハナシ云々トテ裁判長ニ懇願シ更ニ宋昌濂
朴台石李雲珠ヨリモ略同様、要求アリタルヲ以テ裁判所
於テハ合議ヲ為ニタルカ結局此後續行スルコト、ナリ更ニ
檢事ヨリモ「看守ヲ入レタルハ在監中ノ被告ノ為テ、駆逐察
官ハ保護並ニ外部ト、關係テアツ過尙ナル警戒ト認メル
併シ種々被告ヨリノ意見要求カアツ様アルカラナ前ハ
此後ニテ續行シ半後至四テ裁判所ニ於テ相尙考慮ヲ

頗シタヒト意見ヲ述ヘ之ニ對シ布施弁護士ヨリモ
「公開審理ヲ要求ホシ裁判所ト交渉シタル経過ヲ詳
細説明シタル後第一審裁判、狀況ト日本共産党主脳
部公判、狀況ヲ比較論評シ結局公開スルモ何等公審ヲ
害シナイト論シ更ニ法廷公警戒ニ就キ被告人等ハ暴力
團ニアレスシテ政治犯人アルカラ決シテ暴力ニ出テナイ若
シスルコトカアルトシテ元弁護人ニ於テ絶対責任ヲ帶
ヒルカラ是非放言戒ヲ織庵シア貰ヒタニ檢事ヨリハ年前
ハ此終トアル力弁護人ヨリハ此終休憩ヲ宣シ午後充分考慮
ヲ頼ヒタヒ云々ト述ヘ之ニ對シ裁判長ヨリテハ午前中公訴
事實並ニ証據ニ対シ概括的ノ質問ヲシタヒト告ケルヤ
審理ヲナシ午后、打合會ハ相尙考慮スルコト、ナリ被告モ
大体承認シ審理ニ入ル、並テ金漢卿ヨリ順次審理ヲ為
シタルニ各被告ハ何を公訴事實並ニ証據ニ對シ應答

朝



9451-2

1648



9451-2

1647

0129

I-0692

ヨナシ午前十一時三十分終了休憩ヲ宣入
午後一時二十四分ニ至リ再會非公開ニテ陪審ニ號法廷裏
控室ニ於テ裁判所被告人弁護人ニテ打合會ヲ開催被告
弁護人ヨリ尤記要求ニ對シ父ニ説明スル處アリタルク裁判
長ヨリハ何等決定ヲ與ヘス公判開廷前再び打合會ヲ開キ
協議スルコト、ナリ他ハ全部交渉ヲ弁護士ニ一任スルコト
ナリ午後四時三十八分終了セリ。

記

- 一、統一審理 (アナスコト)
- 二、裁判所、絶對的公開
- 三、法廷ニ於ケル武裝的警戒ノ撤廃
- 四、言論ノ自由
- 五、代表陳述ノ許可
- 六、公判準備委員會ノ常設
- 七、参考書差入ノ件

朝三

八、公判期日ノ指定ニ就テ被告ノ希望ヲ入レルコト
（右ハ昭和六年十月三十日警視廳情報ニ依ル）
以上

S

9451-2

1650

S

9451-2

1649

0130

I-0692

思想犯釋放者の保護について

思想犯釋放者の保護は時代的な生々しい問題として司法保護事業の面前に迫つて來た。行き詰つた保護事業もこの対象を如何に裁くかによつて社會的な存在性を時代的に更生させすであらう。さらばこそ目醒めた事業家は事業更生の活力素として慎重な用意に頭を悩ましつゝある。然り、この問題は實に重大にして適確な國家的対策を要求してやまないのであるが現在の釋放者保護事業が重要な社會的使命をはたす國家的機關として其存在を保つ以上思想犯釋放者保護も國家的使命として自ら現保護事業界に行詰より更に窮屈地に陥ることであり社會的存在の

時代性を抹消せらるゝであらう。現状をして更生せしむるの方策は切実な時代的問題を解決するにある。この意味よりして刻下の急務たるこの保護の分野を開拓することは皆大なる社會存在性を保持する所以である。行けれども行けとも其の明りを見出しえなかつた釋放者保護に光を與へるものは一は此種釋放者保護である。保護事業は再犯の防遏といふ消極的な使命のもとに防禦戦線を守る仕事晴のせぬ事業である。然し乍ら問題の思想犯者の保護は社會有害なものより一躍社會有害のものたる素質を充分に含んだ對象であるだけ、その事業的興味は深い。

然しからこの保護は容易な業ではない如何に事業更生の道なりとし、容易に事業の具となるには餘りにも生きた對象である。

彼等は誤魔化すことの嫌いな、安價な妥協を

保一

S

9451-2

1652

S

9451-2

1651

I-0692

013

快しとしない一本氣の所有者である。從つて彼等は生きる
ことになつて深き批判を以て懲戒を通じて來た。而して其の
解決を社會的な問題に經濟的解決によつて生くる天地
を見出さんとして運動に參加した。即ち社會的解決即自
己解決であると考へた。然しそれ等は社會的解決のみにて
よつて満足する以上、其は物的關係の解消が動いて居たが故に彼等
に安住の天地を與へるは社會的解決のみに存するに非ず
してより高次の宗教的世界より外にあり得ない。社會苦
に在りて純情な青年の心の内に秘める宗教意識は不合理と非
議は不合理と非違を立處に解決を云ふ思想に脳
感させられて一種の信仰的狀態に醉はざまつた。
斯うした精神的な要求を知らずして思想犯釋放者の
保護を取扱つてはならぬ。然しそれ等は左翼イデオロギーを
把握して闘争生活の中に血を湧して來た而して宗教は

保二

阿片なりの信條を奉じて宗教排撃の諭陣をひいて來た
もつである斯うしたものゝが直ちに既成宗團の僧侶の旗下に
降服はしない。

斯うした彼等の根本的な欲求、態度を考慮に入れ乍ら
死刑に現はれた具体的転向の契機を考察せば保護對策
は自ら明白となるであらう。前號石清水氏が挙げた転向
の動機は其結果から眺めて正に相違なき事實であるが
更に何が彼等をして斯く氣づかせたかを追及せば前にも
論じた宗教意識の問題が明瞭になるであらう。即ち
人生根本苦たる生死病死の問題が云はず語らずして拘
禁の孤独境に於て発見せらるるのである。

過般教説研究所で集めた材料によると転向者の大
部分は宗教的信仰によつてゐる。又我々が知る幾多の動
かすべからざる事實であるから彼等は人一倍宗教的な
存在であると結論しても暴論ではあるまい。

5

9451-2

1654

8

51-2

1652

I-0692

133

そこで前上の根本的な用意のもとに具体的な対策を講
せなければならぬものと思ふ。

第一に彼等の性格の上に立脚する時謎魔化しきれないと
眞剣な魂の所有者である、故に之れは對する態度が誠
意と眞剣を欠き御座なりの應接であつたり謎魔化し
であつたならば目醒めた魂の所有者であり敏感な彼等は
潔しとせざるのみか保護會に對する徹底的な批判の矛
をとり彼の潔癖と精氣に満つる團体の活動の中に舞込
おどあらう、斯くては死刑に依つて折角保護を受け入れ
るべき素地を耕し乍ら功を一番に欠くものと云はねはならぬ。

第二は思想犯釋放者の保護問題は一面社會事業的
事業と心得へはならぬ。なんとなれば彼等を眞に救ふ
ためにはより高き原理を把握せしむるゝあるからある。
彼等の転向の足跡を辿る時必ず其處に発見する處
のものは左から右へと活動方針をふみかへたつではなく下

から上へと飛躍して居る即ちより高き見地で共産主義運動
を批判するの餘裕を持つことによつて転向を確実な
らしめて居る。之れを思へば保護事業の目的が再犯防遏
と云ふ消極的な最後の防禦戦線を守るを以てすと雖も
この魂を目撃する時彼等を宗教的な教の世界にまで
高めなければ満足しきれぬ幾多の對象があることを豫
想に入れねばならぬ。即ち生きる問題に悩んで飛び込んだ
一つの宗教意識の戸惑としてこれを考察し魂の發展
過程が普通人のものと見て差支ないからである。於此か
と思ひ保護は所謂社會事業的の對象から遙に進んだ
宗教的對象にして誰れでも出來る仕事でないと云ふことを
考へなければならぬ。

以上二つの理由は一面現在に於ける司法保護事業と
もすれば古き型の中に閉ぢ籠り難事業の割引のもとに
社會的批判の矢面から遁形事務的保護に其の功績を

誇らんとする所謂事業家の清算に價する處があらう。又目醒めたる關係宗教家の名刃の味を示す好機であらう。然らば茲に思想犯保護事業は如何なる内容組織の上に事業を遂行すべきであるか、私は以下數項について私見を述べよう。

1. 思想保護 これは本人の思想的な指導保護を指すので思想犯保護の特徴は茲に有すと見なけれは存らずまい、従つて之れに對しては第一要件として適切なる保護主役を選定する一事に盡きるであらう。而して其の對象たる彼等は拘束制度の身ではないから、彼等の社會接觸の場面は極めて廣い故にその接觸場面に對する啓蒙理解融和の活動が必要である即ち社會近隣家庭近親へ働きかくることによつて住み悪い環境を開拓して安住の地を與へなければならぬ之れによつて極左團体の誘惑、非合法運動の魔の手から救ひ官憲との間に立

保 四

つて其の監視的處分から誘導的保護に圓滑なる提携を成就しなけれはならぬ。

2. 生活保護 彼等はインテリ一が然らずは無産勞動者である。何れも釋放後經濟的独立を要するは論を俟たない。然し乍らこの不景氣に際して職業を與へるとは容易な業がない。特に無理解なる資本家の中には極端な反動思想をへあることであらうし、社會の大部 分は社會主義者の名のもとに峻拒するであらう。或はよし就職せしむるとしての労資協調の乱れを工場や不合理な條件の多々ある營業主のものとて彼等をあくことは感心したことではない。とかく敏感な彼等は転向したりとて鈍感であり得ないので。さうばとて歸農せしむることは原則とはなほまい。要は如何なる環境の裡にありとも動せず却つて淨化し得るまでに精神的準備が出来て居れば斯ることは問題ではないが、之れは全部の釋放者に望める



9451-2

1658



9451-2

1657

I-0692

0134

ことである。於此彼等の經濟的独立のために自営の業につかしむることを必要とする。従つて無産労働者に対する資金の融通を考えねばならぬ。故に思想犯保護は潤澤なる資金をして彼等の生活の保護をなし得る事業體たることを要する。而してこの事業體ありて行刑場裡に於ける教誨師との完全なる提携のもとに教誨師をして彼等の釋放後の生活は保証し得る自信の上に教化を進めさせることが必要である。

インテリ一は差當りの生活をなし得たとするも將來の職業に就くは勞働者以上に困難を伴ふことであらう。これに對しては彼等の讀書力、研究心、語學力等を善用し學術的な職業を選び或は健全なる社會改造運動に携はるしむることも必要なこと、思ふ。

この項の中には收容保護と云ふことも含まるべきもあらうが、これはほんの一時的宿泊所の程度に留め適当な是列受

五
保

人のもとに分散し家庭内の生活の中に置くことがよいと思ふ。

3. 家族保護　家庭の柱石たりし被等が入所によつて来る家庭の經濟的苦痛打撃、刑罰に伴ふ家庭悲劇、社會排斥これは他の收容者以上のものがありはせぬか。又家庭内に於ける融和、處置等も完全に行はれぬはなるまい。就中家庭に於ける争生源から退きて、静かな拘禁生活を味はし、熾烈な家庭愛燃へつゝある、これを恩ぶ時家庭に對する被は如何程嬉しいことであらうか。刑罰と相俟つて保護の手は斯る場面にこそ伸さなければならぬ。

4. 未決教化　周到なる保護はこの未決時代から初より此呼ば乍らぬ。特に思想犯者は未決時代に於て転向者が相寄出る、救援會が家庭に對し經濟的援助をなし又差入等によつて被等をして転向の意思を有し乍らも絶ち切ぬ状態に陥れるもこの時である。現に受刑中の被



9451-2

1660



9451-2

1659

I-0692

0135

等の中には右のことを申立て、居るものもある。茲に着目して
彼等をして対向し得る様な條件を造り、路頭に迷ふ家族
をして保護の手に導きつつ、轉向の外縁を造ることも思想
犯保護の範圍に容れぬはならぬと信ずる。

今後援會の組織 斯る内容を持つた保護會の
活動は内部活動であつてはならぬ其處で保護會を中心
とした一大後援會と組織して社會に對する理解運動
と事業達成の為め社會的支持の手ならぬはならぬ。
即ち後援會の活動内容としては社會的矛盾の除去資
本家の反対、為政者の社會的施設、學制改革等に対する
嘆諦を喚起して思想犯発生の外的病原を根絶せし
むの社會運動となすべきはならぬ。(六、二、二、認志)
(以上は寺西教季氏の保護暗報一月號所載は振る)

S 9451-2

1661

検証調書

張載性等ニ對スル治安維持法並ニ保安法及出版法違反被疑事件。付昭和四年十二月十七日光州郡光州面北城町張載性パン屋及消費組合(金基權方)ニ司法警察吏道巡查石井権之ヲ立金セシメ檢証為スコト左ノ如シ。

一、檢証場所

光州郡光州面北城町張載性パン屋並ニ消費組合事務所(金基權方)ニシテ光州地方法院前西側十字路附近ニシテ其ノ位置形狀ハ大略別紙圖面第一圖

、通り

二、檢証現場、模様並ニ其ノ結果

(1) 張載性パン屋ト消費組合ハ元来一戸ノ住宅構

造ナルカ表ロ、テニ戸ニ仕切リ一戸ヲ張載性パン屋トシ其ノ一方ヲ被疑者等ノ組織セル消費組合事務所ニ充テ裏ハ兩者共通トンパン製造、場所ニ充テ張載性パン屋、板間ソ一隅ニ二階昇降梯子ヲ設ケタリ

(2) 然シテ二階昇降梯子ヲ据ヘ付ケタル板間ハ元来座敷、一部ナルカ著シク泥土ヲ以テ汚瀆セラレ被疑者等學生生カ着靴、儘頗繁ニ出入ニ階昇降シタル形跡明ニ残存ス。

(3) 消費組合事務所ハ圖面第三圖、示ス通りニシテ犯罪認知當時共産党宣言書其ノ他謄寫版用機械等ハトランクニ納メ同圖示、点即ナ疊間ノ床下奥深ク隠匿セリタルモノニシテ尙本日同圖(2)

S

9451-2

1663

S

9451-2

1662

I-0692

0137

点机、右引出内ニ於テ東京銀座通ノ二丁目販賣カア
工一ニ於テ民名不詳ヨリ被疑者金相換ニ宛テタル信書
並ニ無産者政治教課程及労働辞典各一冊ヲ発見本件
証據トシテ別紙差押目録ノ通り押收シタク

(二) 全所二階ノ構造ハ圖面第二圖ノ示ス通り二階全部
ハ第四圖ノ如ク疊敷十疊、六疊、三疊、三室ニシテ
被疑者等同志ノ会合ニ充テタルモノ、如ク十疊間
中央ニハ白木粗製ノ机一脚据ヘ付ケラレ全室ノ押
入ハ空虚ナルモ其ノ下段ニ於テ學生ト政治ト称スル
書籍一冊発見セラレ被疑者等カ同所ニ会合社金料
學ノ研究討議ヲ為シジ、アリタル事実ヲ推測スル
難カラス然シテ此ノ書籍ハ別紙目録ノ通り押收シ
タリ

此、検証ハ本日午前十一時ニ始メ午後一時ニ終ル
於前同日同所

光州警察署
司法警察官
道警部補 福本直能

		差押目録			
物 件 番 號	品 目	員 數	所持者 者位所 氏名	所 居 候 者 氏 名	備 考
一七五 於テ金相換ニ宛タル信書	現金	一	金相換	金上	
一七六 無産者政治教課程	現品添付	一	金基權	不明	
一七七 労働字典	現品添付	一	光州北城丹	不明	
一七八 學生ト政治	現品添付	一	全右	不明	

S

9451-2

1665

S

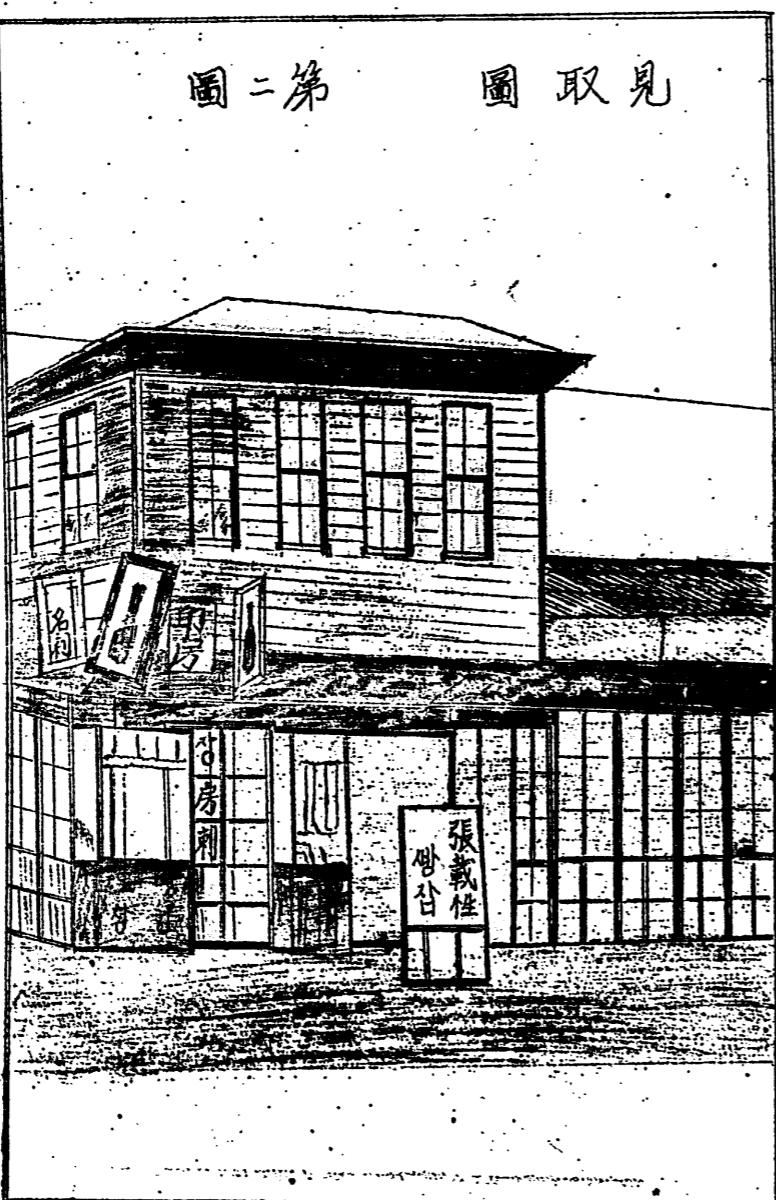
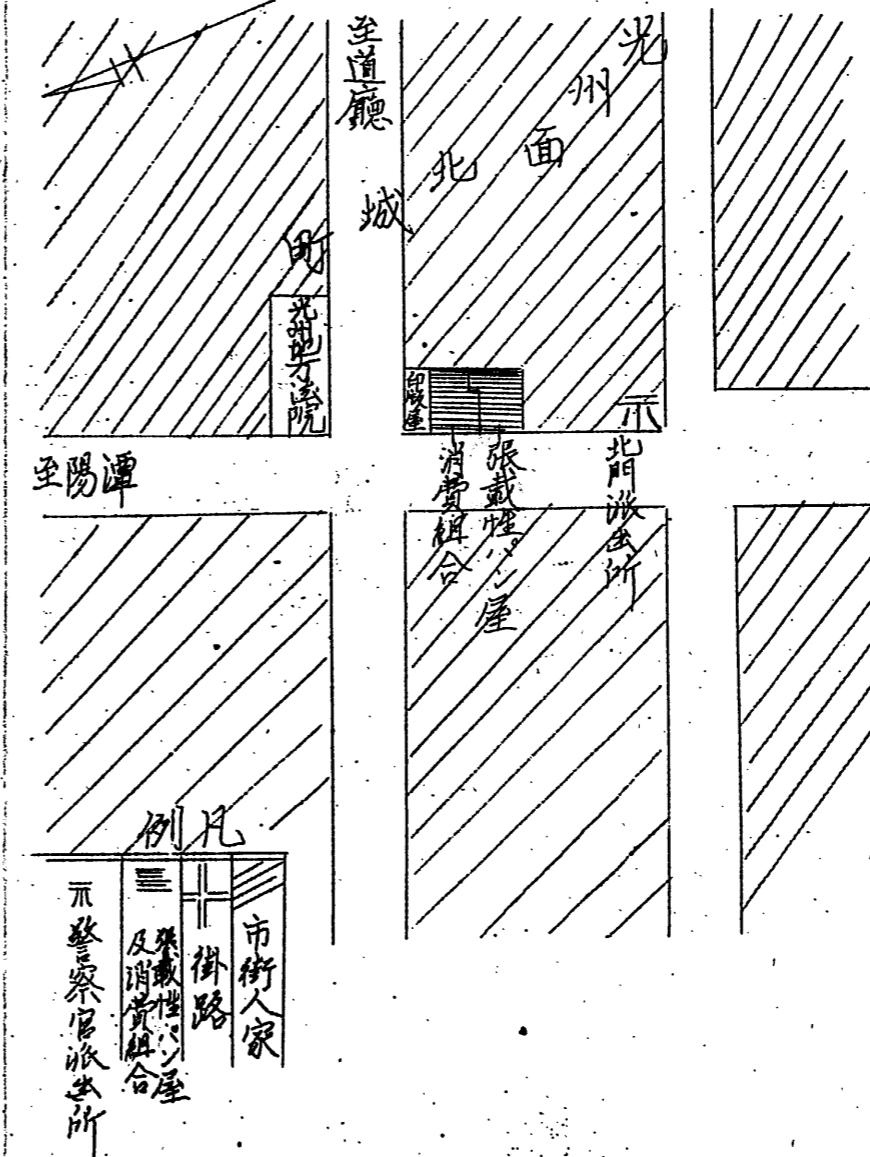
9451-2

1664

I-0692

0138

圖一第一 圖取見



S

9451-2

1667

S

9451-2

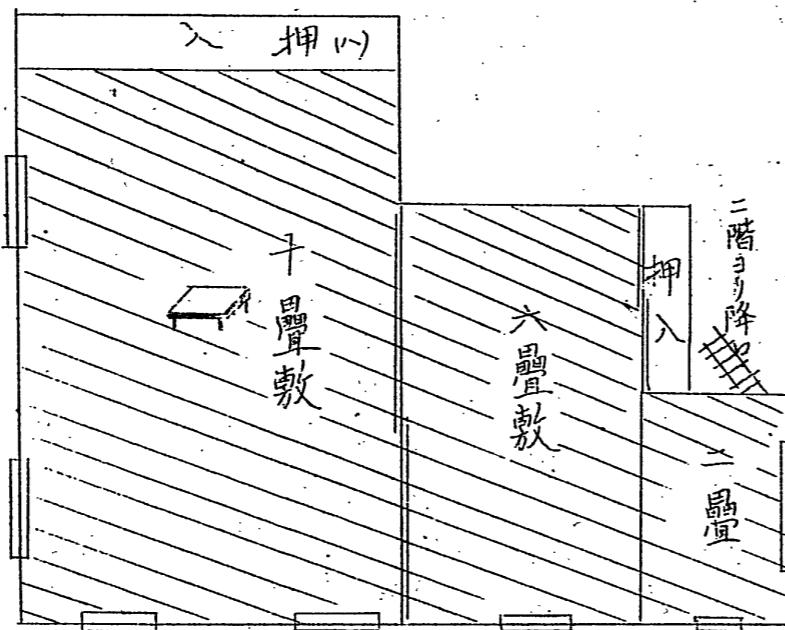
1666

I-0692

0139

圖四第 圖取見

階二、合組販消下屋シハ性載張

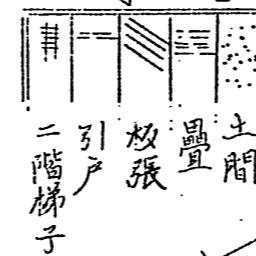


S

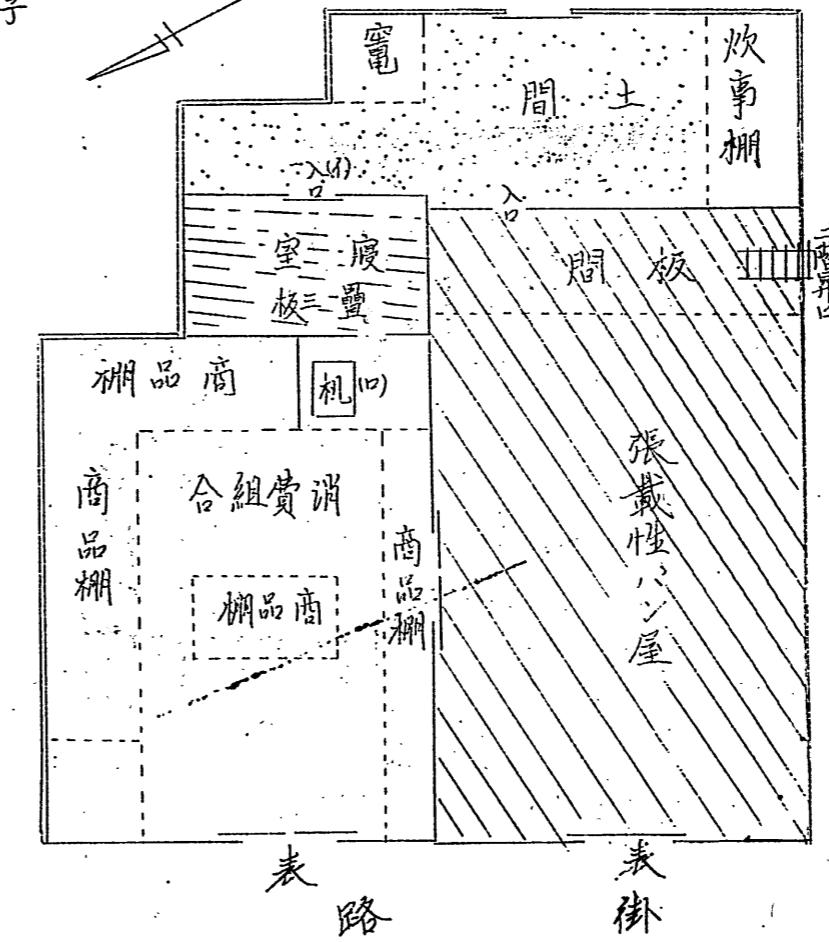
9451-2

1669

例九



圖三第一 圖取見



S

9451-2

1668

I-0692

0 100

陳情書

大邱刑務所

治安維持法違反被告人 林周弘

理由

治安維持法違反被告事件ニ付キ不肖乍ラ陳述致シマス。私儀抑ニ人間ハ社會的動物テアルノミナラス。社會内ニ於テノミ存立シ得ルモノナルカ故ニ孤独的生存即チ社會ヲ離レテハ存在シ得ナイト。同時ニ社會ツレ自体モ亦人間ヲ外ニシテ、決シテ成立シ得ルモノテハナク又人間的モノノテ人間ニ無関係ナモノ何一つナイノテアリマス。故ニ社會ハ個人ノ有機的結合ニ依ツテ、ミ成立存在シ得ルモノテアリ個人ハ社會組織、構成の一要素トシテノミ自己ノ存在權ヲ亨有シ得ル。ニアリマス、從ツテ社會ト個人ハ生存上ニ於ケル或ル一定目的、下ニ統一セラレタ一体テアツテ其處ニ何等個人トシ

テ個性ヲ認メ得ヘク社會ト切り離シ、迄別シテ考察シ得ヘキ性質、モノテハナイノテアリマス、而シテ人間、存在權、亨有ハ取りニ直サス直接的ニ社會生活其、モノヲ意味スル、ニアリマス。最ニ嚴密ナ具体的意味ニ申シテス。人間、生存、為メ、權利ハ一面ニ於テハソレカ形成過程テアルト、同時ニ他面ニ於テハ行使過程テアルカ故ニ人間、存在權、亨有ハ個人ノ生存過程アルト、同時ニ社會ノ成立過程テアルト云々夕方カ或る安東テアリマセウ、故ニ人間ハ社會的生活ニ於テ貧富貴賤其、誰タルヲ問ハス現実的、生活ヨリモヨリ豈ロキ生活ヲ為サンコトヲ欲スルモノテアリシ現ニ元未発展シツ、アルコトヲ雄弁ニ物語ルノミナラス。學問的ニハ現代ノ自然科學及社會科學之事實ニ於ハ我ニ、環境ヲ形成シテキル所、現實其、モノカ哉々。



9451-2

1671



9451-2

1670

I-0692

014

ニ如實ニ示シテヰマス、歴史ノ前ハ人間ハ如何スルコト元
出來ナイ、テアリマス、然レ共歴史ハ人間ヲ離レテ有リ得ル
モノテハナク、從テ人間ハ或ル一定ノ條件ノ下ニ自己ノ歴史
ヲ造ル、テアリマス、即テ歴史的其時代ノ客觀的情勢ノ下ニ
於テノミ自己ノ歴史ヲ造ル、テアリマス、故ニ人間ハ歴史
的產物アルト、同時ニ歴史ノ創造主テアリ而シテ人間ハ
運動物的生活ノ領域カラ人間性ヘノ解放へ人間ノ社會會
進化法則ノ歴史的必然ノ認識ヨリ始ムルハアリマス、此ノ
歷史的必然ノ認識ニ於テノミ必然カラ自由ノ發展ハ有
リ得ル、テアス、若シモ戎々カ斯レ必然性ヲ認識シ得ナイ限
戎々ノ畜性ヨリ人間性ヘノ解放即テ自由トハ一ツノ虛構ナ
モノテアリ、架空的ナモノニ遇キナイテセウ、何故カレハ自由トハ
必然ノ認識テアリソレカ、認識サレオル限り必然ハ盲目テア
ルカラテアリマス。然シ乍ラ戎々人間ハソレヲ認識シ得ヘキ
可能性ヲ有スルト、同時ニ自身ノ活動如何ニ依ツテ必然ノ

認識、為メカツ發見シ得ル、テアリマス、此處ニ於テカ人
間、萬物、靈長タルノ所以カアリ真ノ價值力アルノテス、
探照燈テアリ人間ノ動物性ヨリ人間性ヘノ解放即テ必
然ヨリ自由ヘノ發展、タメ、羅針盤テアリマセウ、故ニ科學
人間ノ其真ノ意味ニ於ケル社會會的生活ニ於テ不可欠
の大必要物アルノミナラス、本來ノ意味ニ於ケル科學ノ歷
史的價值力アリ其、偉大ナル力カアリマス、何故ナレハ若シ
我々科學的智識ヲ去リ、客觀的立場及ヒ科學的批判
ヲ離レテ凡ユル事物ノ現象ヲ考察シタナラハ其、事物ニ
現像形態ト本質トカ顛倒サレテキルカラテアリマス、例ハ
見シ得ナイカテアリマス、何故ナレハ總テノ事物ハ其、
對スル秋毫ト雖モ何等ノ發展性及ヒ向上力ヲ認識矣
大陽カ東カラ昇リテ西ノ方ニ落ケルカ如ク見エルカ如キ、
又酒ヲ飲ム場合ニ科學的意味、實際ニ於テハ體溫

林二



9451-2

1673



9451-2

1672

I-0692

0142

力下ツタニモ拘ラス熟ク感セラル、カ如キ皆之レアリマス、
之レカ普通我々云フ所ノ常識ニアリソシテ非科學的考
察ヨリ起ル自然及社會上ノ一般的ナ錯覚テアリマス、故ニ
或ル意味ニ於テハ科學ハ常識ト闘争スヘキ宿命ヲ持ツテ
ヰルトモ云ヘルシ又科學ノ常識ト闘争ハ其ノ歷史的使命
テアルトモ云ヘマセウ、斯ル意味ニ於テ本件ノ一部ノ主體
タル我々腥進會ノ貞ハ今ニシテ恩ヘ人間ノ社會的生活ニ
於テ不可欠のナ必要物即チ科學的知識ヲ習得シ以テ動物
性的ナ生活、領域カラ離脱シ人間的ナ真、意味ニ於ケル文
化的な生活ヲ當マシコトヲ希望シ因テ自然科學ノミナラス社會
科學ヲ包含スル所ノ廣大範囲ノ科學ヲ研究セント最
上且最大ノ目的トシテ學生間ニ於テ讀書會ナル腥進會ヲ
組織シタ様ニ感セラレマス、然ニ該會ノ性質上ヨリ見マスレバ
寧ロ單純且完全ニ組織シタト云フヨリハ腥進會ノ組織
スヘテ申合セタ发起人會ノ様ナモノト云ツタ方カ或ハ尙ダ
スヘテ申合セタ发起人會ノ様ナモノト云ツタ方カ或ハ尙ダ

得タモノテハナイカト考ヘラレマス、而シテ第一審裁判長ニ
提出シタ陳述書ノ内容ハ該會組織ノ為メノ促進的事項
一面テハアリマスカ尚書ト同シク事實ニアリタノテアリマス
該會ノ組織スヘテ申合セタニセヨ或ハ又組織シタニセヨ
兔ニ角我々ノ科學、研究ノ目的ヲ以テ腥進會ナル名稱、
下ニ組織シタコト及ヒ形式上ノミナラス實質上ニ於テ元解散
シタルコトハ否メナイ事實アリマス、ケレ共予審終結決
定書及ヒ第一審ノ判決書ノ理由ニ腥進會ノ目的トニテ
アル第一ノ如キ目的ハ其ノ目的ヲ以テ秘密結社のナ思想
團体ノ組織シナカツタノハ勿論少クトモ本被告人ニ於テ
五十一年、殆ド半生ニ近キニ至ルモ未タ曾テ夢タニモ
思ヘナカツタ事項アリマス、之カ證トシマシテハ多種、理
由モアリ多様、事實モアリマセウカ例ヲ舉ケマスレハ該
會ノ組織當時ニ於ケル我々ノ教育及ヒ學問上ニ於ケル智
識範圍、狹隘並ニ社會ニ對スル意識的理解、淺薄ナ

株
三



9451-2

1675



9451-2

1674

0143

I-0692

聞見ヨリ推考シマシテモ思ヒ半ハニ過クルモノカリマセウ、即キ
具体的ニ申シマヘレハ私有財産トハ何ソ而シテ其制度トハ
如何共産主義トハ如何ナルモノナリヤニ就イテ全ク無智ヲ
アリ盲目テアツタ哉等カ一國ノ共産主義的社會運動ヲ
指導スル前衛トシテノ共産黨カ有ツヘキ目的ヲ如何ニシテ
持ケ得マセウカ、

又日本帝國ノ統治権ヲ排シテ朝鮮ヲ独立セシメルヲ目
的トシテトアリマスカ之ニ對シマシテモ全然問題タリ得ナ
イ、テアリマス、何故ナレハ假令我々々所謂民族的意識強
烈ニシテ純粹ナ朝鮮ノ民族的獨立運動ニ惹起セシコト
ヲ希望スルモ朝鮮ハ日本ノ支配下ニアルノミナラス日本ト朝
鮮トノ社會上ノ現實的勢力問題ニ於テ比較ニナラ又程ソレ
程到底不可能テアリマスシ又民族的統一ヲ期待シ得ルニ
ハ餘リニ微弱テアリ無氣力アルカアリマス、而シテ
資本主義社會内ニアツタ一國ノ經濟的政治的利害ノ相

反閏係ヨリ対立的立場ニアルブルジョア階級トフロレタリア階
級トノ間ニ於ケル階級闘争ニ於テ其ノ一方タルプロレタリア
階級、利害ヲ代表シ前衛黨トシテ經濟的或政治的斗争
ヲ指導シ遂行スル所ノ所謂共産黨ナルモノハ嚴格ノ規律ノ下
ニ一國一黨主義ヲ貫徹シテキルノテアリマス、從ツテ一國內ニ
於ケル労働階級ノ前衛部隊トシテノ共産黨方階級ノ解放
的鬥爭ニ於テ其階級、經濟的政治的利害、代表機關
トシテ存立スル為メニハ少クトモ國際共産黨即チ第三イン
ターナショナルノ嚴密ナル指令カナケレハナナイシ又其ノ指
道手ノ下ニ於テノミ共産黨タル資格ニ於テ存立シ得ルテア
リ本來、意味ニ於ケル共産主義的社會運動ヲ遂行シ得
ルノテアリマス、之レニ付キマシテハ知識聞見ノ淺薄ナル本
被告人ヨリ申上ケルヨリハ寧ロ裁判長ニ於テ詳細ニ御承知
アラレルコト、思ヒマシテ敢テ贅言ヲ申シ上ケマセシカ斯ル
理由ヨリ推考致シマシテモ大ケサナ大ソレタスル目的何ソ



9451-2

1677



9451-2

1676

I-0692

0144

素ヨリ持タク善カナイテアリマス。

次ニ第三ノ犯罪事實テアリマスク本事實ニ就キマシテハ檢事局及予審廷ニ於ケル陳述並ニ第一審裁判長ニ提出シタ陳述書ニ於テ申シ上ケマシタ如ク本被告人カ斗岩里池龍珠方ニ行ツタ事ハ事實テアリマスク何ノ事情テアツタカハ記憶シマセシケレトモ私ノ事情テ立ケ所ニ直ク底ツテ來タノテアリマスカラシテ果シテ妻海錫、池龍珠ナルモノ、煽動ニ基キ彼等ト共ニ第三ノ目的ニ為ニ努力スヘキユトヲ申合セ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ為シタカ何ウカハ本被告人ノ素ヨリ存知スル所テハアリマセヌ。然レ共謀ツテ專門的ナ法律又ハ科學的知識ヲ離レテ單純ナル常識ヲ以テ考察シマシテモ斯ル事實ヲ以テ處刑スル為メノ事實的根據トシテハ餘リ三微弱シ遇キルノテハナイカト考ヘラレマス、何故ナレハ祕密結社のナ思想團体トシテ一國ノ共産主義的社會運動ヲ遂行スル為メアリマス。

二八嚴格ナ規律ノ下ニ統一的ニ組織セラレタ所、鞏固ナ組織體ヲ絶對的ニ必要トルノテアリマス、故ニ假令同被告組人等カ烏合ノ衆ノ如キ集合ニ於テ犯罪事實第三、如キ目的ノ為ニ努力カスヘキコトヲ申合セ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ為シタニシマシテモ其目的遂行ノ機關ヲ統制スヘク合法的ニセヨ蓋ハ非合法的ニセヨ所謂結社ヲ組織シナイ限り思想以外ニ事項ハ格別思想上ニ事項ニ於テハ絶對的ニ問題タルヲ得ナイノテアリマス、而シテ妻海錫、池龍珠の餘裕ノ有ルモノテハナイノテアリマス、ノ説話ヲ或ハ聽キハシタモノ、一緒ニ協議ヲ為スヘキ智能のシテ然ラハ何故ニ我ニカ夢タニモ想像シ得ナカツタ所ノ上豫審終結決定書及ニ第一審判決書、理由ニ書カレテアルカ之レ即チ本件暖進會ノ魚點テアリ又我ミノ死活問題テアリマス。

本件一部タル腥進會及ヒ第三ノ犯罪事實ニ適用毛法條文ヲ見マスルニ現日何レノ治安維持法ニ於テ元國体ヲ變革シ又ハ私有財產制度ヲ否認スルユトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ加入シタル者ハ法定刑量ノ懲役又ハ禁錮ニ處ストアリマスルカ故ニ目的罪タルヤ明カテアリマス、故ニ假令秘密ノ結社ヲ組織シタルニシマシテモ法定ノ目的ノナイ以上ハ保安法ノ適用ヲ受クルコトアルモ本法ノ適用ヲ受クルコト決シテナク又個人ニ於テ斯ル法定ノ目的ヲ有ナシ又ハ一時的ニ集合シ該目的ノ實現ノ為メニ努力スヘキコトヲ申合セ致テ其目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ為シタルシマシテ毛結社ヲ組織シタルニアラサル限り保安法ノ適用ヲ強ヒテ受クルコトアルギキモ決シテ本法ノ適用ヲ受クルコトナイテセ久果シテ然ラハ本件腥進會ノ如キ組織ハシタモノ、法定ノ目的ヲ有タナリノミナラス形式上及ヒ實質上ニ於テ意識的ニ解散シ又第三ノ犯罪事實ノ如キ假令ニ

林六

レテ真ノ事實ト假定シテ其ノ目的の實現、タメニ努力スヘキコトヲ申合セ致テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議多シテモ其ノ實行手段トシテ結社ヲ組織シテヰナニ以上吾々ノ行為ヲシテ治安ヲ妨害シタルモノト為シ本法ノ適用處分ヲ受クルコトハ明ニ寃罪ト云ハナケレハナリマセ又况ニヤ我々ニ於テ斯ル犯罪事實ノナニモ拘ラス本法ノ適用處分ヲ受クルニ於テナヤアリマス。

最後ニ一言申上ケマスルカ少クトモ社會又ハ與ヘラレタ事件ヲハ全面的ニ考察シナケレハナラナイノテス、何故ナレハ一面的考察ヲ以テハ其ノモノニ對スル正尙ナ判断ヲ下シ得ナイカラアリマス、我々ハ初等學校時代ヨリ日鮮融和、日鮮人待遇平等々ノ言葉ヲ耳ニスルノミナラス日韓保合尙時以來官府民間日鮮ヲ間ハス喧傳サレタ標語ニアリ又現ニ新聞紙上其他ノ文章ニ於テ屢々見聞スル所アリマス、然ルニ日本ニ於テハ凡ニル言諭機關ヲ通シテ大和魂ニ叫ヒ



9451-2

1681



9451-2

1680

I-0692

0146

大和民族ヲ鼓吹スルモノレシ罰スル所カ違法行為トシテ
政府ニ於テ獎勵保護スルニモ拘ラズ何故ニ同シ日本統治
權ノ支配ノ下ニ政治、行ハレル朝鮮、於テハ朝鮮民於云々
スレハ直ク逮捕監禁シ治安維持法其他ノ法律ノ適用處
分ヲ受ケナケレハナラナイシ又政府トシテモ保護スル所カ却
ツテ處罰スルテアリマセウカ。

而モ我ニノ行為ヲシテ強制的犯罪行為タラシメ此テ治安
ヲ妨害セル行為トシテ處刑スル為ニ警察官署ニ於テ檢
事局ニ於テ豫審及ヒ公判廷ニ於テ悉ク皆國家ノ法律
ヲ以テ禁シタル法外ノ行為ヲ為スヲ敢ヘテ辭シナイノテス、
從ツテ刑事被告事件ヲ取調べル時ノ司法官及ヒ行政官ノ
刑事被告人ニ對スル態度ヤ行為ヲ餘り殘虐ナタメ何ト申
上ケテ良仁カ介ラナイノテス、殊ニ警察官署ニ於ケル最元
非人間的ナ野獸性的ナ暴虐ナル拷問ニ對シテハ何ト名
状スヘキ言葉サヘ知ラナイノテス。我ニノ行為ヲ治山安ヲ妨害

セル犯罪行為トシテ法律ヲ適用處分セシカ為ニ自ラ法律ヲ
躊躇スルト云フテ好イカ或ハ法律ノ違反法律ノ實現
テアルト云フテ良仁カ。云ハント欲スレハ唯ニソ需ケテ茫然
トルノミ、豫審終結決定書及第一審判決書ニ於テ
我ニノ行為ヲ犯罪行為トシテ起訴シ判決シタル犯罪
事實ハ我ニノ自由意思ニ基キ行ハレタル行為テハナク
警察官署、檢事局及ヒ豫審廷ニ於テ為サレタ拷問ソ
ノモノテアリマス。

而モ我ニノ行為ニ法律ヲ適用セシムルノテハナク法律ニ我ニ
ノ行為ヲ適用セシメタモノテアリマス、斯ク申シマスト或ハ不
敬テアリ虚偽ノ申立テルト申スカモ存シマセシカ人間死ニ
際シテハ其心善良ナモノテ第一審ニ於テ重イ懲役刑ヲ
言渡サレタ我ニトシテハ最早虛偽ノ申立ツヘキ餘地力ナ
イ、テアリマス、之ク証トシマシテハ試ミニ本件被告人全部
或ハ一部ニ對シ同事項ニ聞スル一問一答ニ於テ直ク首肯セ

ラレルテアリマセウ、果シテ然ラハ國家力犯罪行為ニ對シ刑罰
ヲ科スルノ目的カ那邊ニ在リ因テ現行刑法ノ採ル所
ノ罪刑法定主義ノ精神カ何處ニアリマセウカ、而モ法律ハ
研究ノ自由ヲ認メテキルテハナイトセウカ、之本被告人我
ノ行為ヲ犯罪行為トシテ強ヒテ法律ノ適用ヲ受ケルト
スレハ保安法或ハ出版法ノ適用處分ヲ受ケルコトアルモ
決シテ治安維持法ノ適用處分ヲ受ケルコトノ寃罪タル
コト及ヒ無罪放免ヲ主張シ因テ陳述致ス所アリマス。

昭和五年十二月八日

被告人

林周弘

複審法院刑事部裁判長殿

林八

S 9451-2

1684

I-0692

0148

陳情書

大邱刑務所在監人被告

治安維持法違反等 姜達模

被告人ハ予審決定書、第二、第六、第八、第九、事
実ニ奥聯シテ居ル姜達模テアリマス。吾等ノ被告事
件付キ予審決定書ノ順ニ從ヒ陳情シメラト思ヒマス。

結社ノ目的

結社ノ目的ヲ予審決定書ニハ朝鮮ヲ日本帝國ヨリ
独立セシメ朝鮮内ニ於イテ私有財産制度ヲ否認シ朝
鮮内ニ於イテ共産主義社会実現ノ目的、下ニ結社ヲ
組織シタモノトシテ決定シテ居リマス。
然シ被告人等ノ結社ノ目的ハ友達間、親睦社会
科学研究ニ在ツタ、デアツテ決シテ治安維持法第一條
ノ目的テ結社ヲ組織シタ、テハ無ク只社会科學力一つノ
科學テアル以上是カ研究ニ志シタモノカ自然的ニ会合シテ研究

シテニ止ツタ次第テアリマス。然ルニ同法警察官職務取扱ハ本結
社ノ端緒ヲ得調査シテ見タ所案外幼稚テアルノニ驚キ是ラツ事
件ニ造ツテ出サナイト社會ニ八面目立ヌシ且功ヲ社會ニ誇ル事モ出
來ス故事実ヲ鉤少棒大ニ捏造シタノテアルト思ヒタス。中學二三年程度
ノ者カ治安維持法第一條ノ目的、下ニ結社ヲ組織シタトハ誰カ信シ
マセウ。賢明ナル裁判官殿ヨ！余リ警察ヲ調査ハカリヲ信シナイ
テ于審廷、調書ヲ信シテ下サイ 警察署ノ調書ハ捏造テアリ
マス。参考、急警官訊問調査書作成當時、老景ヲ
記シマセウ。結社ノ目的ヲ訊問スル時社會科學研究ヲ
ト云フト他ノ者ハ「チヤント」言ツテ居ル。才前ダケ否認シタ
ツテ通ルモノク、貴様ノ言ハナイナラ此方テモ言ハセテヤルト
言ツテ拷問スルノテス。テモ左様テナイカラ貴殿ノ勝手ニセ
ヨト言フト左様カヨシト言ツテ自分達カ勝手ニ書イテシマツ
タ、テス。賢明ナル裁判官殿モ何卒本被告人ノ警察官
訊問調書ヲ見テ下サイ。中學二三年程度ノ者カアンナ文



9451-2

1686



9451-2

1685

I-0692

0145

幸否アシナ言葉ノ言ヘルテセウカ 嘉!! 私達中學三年
者ノ社會科學研究スル力リモ^ノ 同邊ツテ居マス。教科書ヲ
熱ハニ傷メハソレテヨイ) テス 然ルニ社會科學ヲ研究スルト
ハ甚ノ不盾千萬十機着心テス力賢明ナル裁判官殿ヨリ
中學時代、生徒心理ヲ考へ下サレ。

所謂中學氣質、人ニハ負ケマイ。新ヲ好ムヲ常トスル研
究好奇心附和雷同ノ賑盛ナ時期^{ニアリマス}、然ルニ環境^ハ
如何テセウ。社會ノ生活難、聲ハ吾等、耳朵ニモ響キマス
世事ニ疎ク同情心、強不時期ニ屬スル中學生ハ直子ニ
同情シ度タルハ人情ノ常。一元テハ社會科學、書物
八洪水ノ勢ヲ流レ出ルノア。新ヲ好ム生徒達ハ容易ニ手
入ヒラレル。三、五事件、日本共產虎、總檜拳ハ居ント毎
日ノ如ク新聞ニ發表サレ。學生、目ニ付ク、一体此、世中ハ何
シナモノアラウ。社會主義共產主義トハ何シナモノダ
ラウ。階級斗争トハ何シナモノダラウトノ疑問力懷カレル

ノハ当然、理、何カノ方法テ知リ度イ。直子ニ先生ニ聞ク。
先生ハ鷺キリンナ事ヲ何處ア見タカ。學生時代ハソシナモ、
ヲ知ラナクテモヨイ。只惡ナ事ダト知ツテ居レハヨイ。是ノ
先生ノ言葉ナテス。是アハ何ヲモ不十分! 何カノ方法テ
知リタイ、知ラヌ事ヲ知ラウトスルハ人情ノ常。是ハ心
理学ノ法則テアルト思ニマス。書店ニ行クト此等ノ書物
ハ幾テモアル。此等ノルサイパンフレットラニ三冊買入シテ意
氣揚々トシテ販コ^ト教室アラウガ何處アラウか夢中ニ
ナッテ読ム。知ラナカツタ事ク自然ト知ル様ニナル。非常
嬉シイ。先生ハ色眼鏡ヲカケテ見ル。直チニ比ル。沒收
スル一度ヲ遇ヤルト謹慎停學、之が學校ノ方針、生徒ハ此
處ニ至ツテ益々學校ノ方針ノ解セヌカラ御立ニ先生學校當
局ヲ非難シ先生ノ目ヲ隠レテ近モ研究シタクナル。親交ナ
モノト相談スル太概ハ良レ善レト贊同シテ秘密裡ニ研究
スル様ニナル。内地ノ中學生トハ違ウ。第一環境第二年



9451-2

1688



9451-2

1687

I-0692

年齢ノ大イニ違ウ、内地人、高等専門、甚ダキハ大学生ト皆同
年輩、父母ハ生活甚ニ困ル、是ノ朝鮮、現状アルト思ヒマス。
何ガ為ダラウト生、問題迄モ頭ニ響イテ頭ヲ苦ム。新ヲ好
ム以上、各行係ノ遠因近因トナツテ社会科学ノ研究ヲ目的ト
スル結社ケ生レテ來タモノト思ヒマス。被告人ハ決シテ虚言デハ
アリマセン、冷靜ニ之ヲ考ヘテ見タルト自明、理デス。社會科
學ニ関スル小サイパレットニ三冊ヲ譲シテ朝鮮を獨立出
来マスカ、共産主義ノ意味モ知ラナイ者か共産主義社会
会実現、目的テ結社ヲ組織スルトハ確ク信ジマセウ。只
天ハ知ルト思ヒマス。本被告人ハ天地ニ恥シナイト思ヒマス。
是カ本心アス、罪ハアリマセン。

賢明ナル裁判官殿ヨ!! ヨクく御察、下サイ

予審終結決定ノ第二第六、事実

結社ノ目的ハ前ニ申上ケタ様ナ次第アリマス。只役員
ノ任務ハ本被告人ノ予審廷、調書ニ悉シク述ヘテアリマ

妻 三

スカラ此處アハ申レ上ケマゼン
次ニ第6、事實デスク。本被告人ハ中央部、委員デスカラ
否認シタツテ同じシトアスケ事実ハ事実トシテ申上
ケマセタ。學校別結社組織、當日ハ折シモ本被告人
ハ飯塚中アツタカラ學校別結社組織、日ニハ本被告人
人ハ參會シマセニテシタ。數日後被告人宋東植ヨリ
経過ヲ聽キ本被告人ハ委員トナツタ事ヲ知ラセテ
吳レタカラ知リマシタ。是ハ中央部、委員ケ參會シ
ナイトヘ信レテナレナイ話デスが實ヲ申セバ參會シマセ
ンデシタ。

予審終結決定書ノオ七、事實

被告人李信衍ケ本被告人ニ共産党宣言ヲ配布シタトノ
事實デアリマスカ李信衍ニ本被告人が借用シタノデアリ
テ李信衍ケ本被告人ニ配布シタノデアリマセン。本被告
告人ニ関スル一切ノ調書ニモ允様ニ現ハレテナマス



9451-2

1690



9451-2

1689

予審決定書ノ第八事實

被告人林鍾根カラ受ケタ印刷物ヲ被告人宋東植ト
本被告人ト共謀シテ配布シタト現ハシテ斗マスガ是ハ
一審判決ニモ此ノ吳ハ無罪ニナツタノデアリマスが被告人
ケ直接受ケタノデモナク其ノ當時、全羅南道初等學
校長會議ノ光州ニ開カレタ時デアリマシタ。被告人外
金洪三(光州普通學校訓導ナル者ヨリ或ル日曜ニ
光州普通學校ヨリ電話ニテ呼ビ出サレ「貴殿究」
小包ガアルカラ普通學校迄来テ吳レタシト言ハレ
タモノ故ニ行ツテ見ルト被告人外金洪三ガ林鍾根勤
務ノ雞禽普通學校長ノ李校長が來光、際貴殿ニ通ケテ
吳レル様ニ下林鍾根ヨリ願マレマニタゲ李校長ハ貴
殿ニ會ヘス本人ニ頼シダカラ今貴殿ニ傳ヘル次第デア
ルト言ツテ「通ノ封書ト共ニ吳レタカラ其ノ封書ヲ開イ
テ見ルト被告人宋東植ニ傳ヘテ吳レ宋東植が飯省

シタト聞イタカラ今君ニ送ツタ次第デアルケ宋東植
ニ傳ヘテ吳レトノ意味、手紙デアルカラ被告人宋東
植ニ其ノ旨ヲ言ウト今晚取リニ行クト言ハレテ本
被告人ハ其ノ夜ハ就床シテ居ルト宋東植が來テヨク
其ノ小包ハ全部ハ不用ケカラ其ノ中二十枚程ハカリ入ル。
残余ハ君ヲ處分シテ良イト聞イタカラ其ノ様ニ
二十枚程度渡シテ翌朝初メテ其ノ内容モ知ツターデアリ
マス。渡シタ當時ハ勿論内容モ知リマセンテシタ本被
告人ノ詔書ニモ左様ニ記載サレテ斗マス

第九、事實一予審決定書

消費組合設立ノ目的デアリマス。詔書會員ノ親睦ヲ
計リ一面其ノ經濟ヲ助ケル目的ニ設立シタノデアツテ詔
書会目的遂行ノ目的ニ設立シタノデハアリマセン文具
店ノ僅カナル資金ヲ以テ若安維持法第一條、結社
資金ニ充テルトハ是、常識デ元判断スル事ノ也



9451-2

1692



9451-2

1691

I-0692

0152

来ル事デス。決シテ左様ナ目的デハアリマセン
吳々モ申シ上ゲマスガ吉等被告人達ハ今ハ花ナラ薈
人生ノ花ノ時期デアリマス。此處ハ一番大事ナ時期デ
アリマス。此ノ青ニキノ花ナラ薈デアル前途多望ナル
青年ヲ生カスカ殺スカノ重大ナ被告人一生ノ運命、分歧
矣アアリマス。話スニモ怖ロシイ國事犯トシテ一生ノ否
死後迄も忘レ又大犯罪人トシテ世人ニ話サレテ莫体
ナイノデス。此、前途多望ナル被告人達ノ生靈ヲ生
カスト殺スル問題デアリマス。

賢明ナル裁判官殿ヨ！何幸平審廷、詔書ヲ調ヤ
下サイ、敵言察官ノ詔書ハ事實デアリマセシ、晝夜公明
正大ナル裁判官殿、审判決ラ仰キ度ク期待シテ居マス
昭和六年二月十一日、紀元節、佳日

姜達模



9451-2

1693

I-0692

陳情書

大邱刑務所在監 刑事被告人

李 東 宣 (三十三年)

被告人ハ相被告人三十五名賀進會ナル名ノ下ニ光州地
方法院ニ於テ第一審夢ニタモサレナカツク恐ル、マキ治
安維持法違反ナル罪トデ懲役二年ニ處ス、言渡ヲ受ケ
タル被告人李東宣ニアリマス

第一審、予審終結決定ニ依リマスト第三、被告人林周弘
以外十二名ハ共産主義者ナル姜海錫、池龍洙ト共ニ昭和
三年二月十一日頃光州郡砂坊面斗岩里池龍洙方ニ會
合シ姜海錫、嶺動ニ基キ被告人中高等普通學校又
ハ農業學校ヲ卒業スル者ハ社會ニ出テ農民勞働者ニ
對シ又師範學校ヲ卒業スル者ハ教職ニ就キ兒童ニ對シ
共産主義、宣傳普及ヲ圖リ在學スル者ハ一般學
人ニアリマス

生ニ對シ同主義、宣傳普及ヲ爲シ互ニ連絡提携シ
テ朝鮮獨立並ニ共産制度実現ニ爲メニ努力スベキ
コトヲ申シ合セ以テ実行ニ關シ協議ミナル起訴ニ
依リ同判決判示ニハ朝鮮獨立ナル事項ヲ除キタル全ク
同一條文ニ依リ懲役二年、處スノ言渡ヲ受ケタル被告
人ニアリマス

理由

起訴事項ニ對スル事ヨリモ被告人、申レ上ゲタイ事ハ本
被告人ハ斯クノ如キ起訴ヲ受ケル迄ニ如何ナルモノニア
ツタカニアリマス。本被告人ハ大正十四年四月ニ田舎ヨ
リ只一人光州道師範學校入學シ段々ト進級中、
齊三年生ニナリシ時卯ナラ今ニ化セントスル時教育
先生小野教諭ヨリ毎時間、如キ訓語ニ普通學校
教員ニナツテオル者ハ勿論将来就カントスルモノハ
知識方面ハ淺クテモ博カルベク並ニテ一般環境ヲヨク



9451-2

1695



9451-2

1694

0154

I-0692

理解シテオラ未心即チソレト云アノハ田舎ニ就職シテ
頭古キ漢學者ニ充分ナル理解ナク往々失敗ヲ招
ク地方教育ノ為メニ面白カラス現象ヲ来タスヨウナ
事ハ時々起ルト云フコトデアリマスソレデアルカラ皆モ
カカル方面ニ注意レテカカル失敗ヲ招ネカザル準備
ケ必要ダソレニハ欠書物ニヨルダケテハ十分ニ行カヌ
実際ニ交際ヲスルコトニ勝ルコトナイト何時モ話サ
レマシタソレテ被告人ハ考ヘマシタ光州青年連
トツキ合ツテ見タイト思ツテ居リマシタ所昭和三年
一月頃同村人除在益ナル人ニ光州ノ青年会長姜
海錫ナル人ニ紹介チシテモラニ同人一所行キマシタ
(當時ハ勿論姜ナル人ノ共産主義者ナルコトハ知ラ
ナカツタノデアリマス後ニナツテ新聞、報道ニ依ツテ
ワカツタノデアリマス)姜海錫言フニハ光州ノ学生中
ダト思ヒマシタ。

高普生ト農校生トハ親睦デアルヨウダガ師範校生ト農
校生トハ前年、軋轢ハ今迄か不和ラシイカソレハ(大正十
二三年頃校舎ノ問題テ兩校生間ニ不詳事件ハアツクト
云フコトアリマス)ソレヲ青年會ノ方カラ仲裁ヲスルノ
ダト思ヒマシタ。

ソレテ今後ハ互ニ親睦ヲ図ツタラ如何カト問ハレマシタ答ヘ
テソレハヨイコトタト考ハルト言ヒマシタスルト姜海錫ハ
ソレアハ自今ノ家ニ農校生テ寄宿シテ居ル人カアルカラ今後
ハ宿泊ニ来ナサイト言ヒマシタ。

ソレテソノ後一二回遅ニ行キ農校生鄭鍾奭、金仁守等ト一
緒ニ處じニコトアリマス其ノ後池龍洙等ニ會合シタハ各校
ノ卒業セレトスル者ハ集マツテ卒業後自今ノコトヲ話スト云フハ
デアノマシタ。中ニ上級學校、進ムト云ス人も居レバ講義錄
テ勉強シ度イト思フ人モ居リマシタ僕等師範校卒業生ハ
余リヨク知レ居マスカラ別ナ話ハナレ只僕等ハ他校ラ



9451-2

1696



9451-2

1697

ラ卒業スルモノハドシナ事ヲ考ヘテ居ルノカ。ソトガ聞キ度
クワタカラ行キマシタ。ソレカラ在學生へ何モ詰ハナウ。姜海錫
、煽動トハドンナコトアリ少シモカワツタ事ハアリマセンデシタ。
被告人本人が共産主義ノ事ヲドンナモノカワカラナカツタ
ノニトシナニ生徒ニ注入セシ等ト云フ事ア言ヘタデセウカ。其
言フ事ハ決シテ言ヒマセシテシタ。又其席ニ初メテ名乗リ
會フタ人ア半分モ居リマシタ。他ノ人トテモ言ヘナイユト
デアルシ又言ツタ人モ居リマセシテシタ。其ノ莫ハ賢明ナル
判官ノヨリオ解リ。矣ダト思ヒマス。ソレカラ睡進会トニカ
ノ事ハ檢事殿カラ初メテ耳ニエタノデアリマス。ソレカラハ
卒業後當時ノ者達ト一枚、安否ノ通信ヲニアリマセシテシタ
名前モ住所モ解シマセシテシタ。連絡ケ出来タセウカ餘り
ナコトテハアリマセシタ。卒業後光州、青年ヤ姜海錫等ノ
コトモイクラカワカリマシタ。ソレテ光州ニ立寄ルユトスラフ
控ヘマシタ。ソレハ又本被告人ハ年モ老キ家事ケ段々トワ
カル様ニナリマシタ。警察署テハ家ニ財産ガナイカラ共産主
義ヲシタトカイテ置ウト無理ニモ書キマシタガ家ニハ財産所
デハアリマセン。借金等テ既ワテマイナスニナツテ居リマスケ
レドモ共産主義ヲシタイト思ツタノデハアリマセシ。非常ニ避
ケテ居リマシタ。前ハ家ニモ少レ許リノ田畠ガアツタモノラ
父ハ子ノ教育ノ為ミ其等ヲ賣ツタ事モワカリマシタ。又村ノ
入光州ニ道ヒ其ノ父母ニカケル心配等ヨクワカリマシタ。其故
光州ニ立寄ルコトスラ避ケ共産主義等夢ニモ考ヘタ事ハ
アリマセン。又其ノ方面ノ書物ヲモ研究シタユトカアリマセシ
「時」立寄リ所ケシカラヌトテ懲役二年ナル處刑ヲ
言及。サレタル被告人、獄ハ如何オモノテセウカ。前途如何ナ
モノテセウカ。

賢明ナル判官ヨ！ 神聖ナル判官ヨ。

二十世紀ニ生テ得二十余リノ生命テ此一世ニ終リヲ告ゲ未ハナ
ラヌ、ナデセウカ？（餘）憤アヘ下リマセンが、余リニモ可及



9451-2

1699



9451-2

1698

想デハアリマセシカ

神聖ナル法官ヨ!!

賢明ナル法官ヨ!!

ヨクヽ本被告人、眞情御了察アツテ寛大ナル處分アラ
ン事ヲ無罪ノ言渡アラン事待ツノミアリマス

昭和六年四月二日

大邱刑務所 被告人

李 東 宣

大邱覆審法院裁判長殿



9451-2

1700

I-0692

0150

昭和六年刊公第一四八二號

判決

本籍 京城府慶雲洞二十九番地
住居 上海法界辣斐德路泰興坊九號
無職

具 然 欽

當四九年

年

當二十一年

當二十六年

本籍 廣東省東莞縣鐵馬面耳谷里五甲七番地
住居 上海法界甘世東道集仁里百七番地

無職 河 宗 慶

當二十一年

當二十六年

本籍 咸鏡南道端川郡波道面松坪里三百八十八番地
住居 上海法界甘世東道集仁里百七番地

無職 明會主 金 兼 會

當二十一年

當二十六年

具一

右ノ治安維持法違反各被告事件ニ付 朝鮮總督付
檢事森浦少膝郎關興審理ヲ遂ケ判決人ルコト左ノ
如シ

主文

被告具然欽ヲ懲役六年ニ同河宗煥同金秉
會ヲ懲役二年各處ス

朱洪勾留中被告具然欽一同河宗煥ニ對シテハ各
二百五十日ヲ被告金秉會ニ對シテハ三百日ヲ右各
本利二算入ス

押收ニ係ル赤旗一流(昭和五年押第八三七號)
二七八被告金秉會ニ對シテ之ヲ沒收入

第一被告具然欽ハ幼時父ニ就テ漢學ヲ修メ十八歳ニ
シテ韓國宮内府侍從院石侍御ニ住セラレ次テ内



9451-2

1702



9451-2

1701

I-0692

0158

部地方制度調査委員、内部主事等ニ歴任シタルカ後日韓併合ノ機運生スルニ及ムテ日本帝國
祿ヲ食ムト欲セス官ヲ辞シテ大正八年秋冬
文支那奉天ニ赴キ同地諺文新聞滿洲日報、記者
ト屢リタルカ大正十年同社ヲ退キテ帰鮮シ大正十三年
京城東亜日報社地方部長トナリタルカ先是大正十二年七月
月時代日報社營業局長ニ轉シ後幾何モナシ
シテ同社論説部長トナリタルカ大正二年七月
洪命憲、洪增植、金在鳳、洪惠裕、李載誠、朴一秉、尹德炳、元灰觀、金洛俊、李昇馥及
洪性憲等十共ニ社會主義、研究ヲ目的トシテ
新思想研究會ナルモノヲ組織スルニ及ムテ漸々共
產主義思想ヲ抱懷スルニ至リ大正十五年四月四日
當時、社會團體タル北風會、朝鮮勞働黨及無產

者同盟會ト合同シテ正反會ヲ建設ニ銳意思想運動
ニ從事シ来リタルモノナルカ

一、大正十四年六月京城府桂洞十七番地金在鳳方ニ
於テ同人、勧誘ニ因リ同年四月十七日同府黃金町一丁
目支那料理店雅敎園ニ於テ同人等カ朝鮮ヲシテ
日本帝國、朝鮮ヨリ離脱セシメ且之ニ共產主義制
度ヲ實施スヘキ目的ヲ以テ組織シタル秘密結社
朝鮮共產黨ニ右ノ事情ヲ知リテ加入シ後金在
鳳等檢舉ニ遭ヒ姜達永後ラ襲ヒテ責任秘書
トナリ党復興ヲ計ルニ及ヒテ大正十五年二月洪惠
格、金聲澤ト共ニ同党中央檢查委員トナリ同年
三四月頃洪南杓、魚秀甲、具昌會、朴純秉(後李
敏行モ加ハル)ト共ニ同党、時代日報ヤキニカラ組織シ
テ其ノ責任者トナリタルカ後右共產黨員カ檢舉

見二



9451-2

1704



9451-2

1703

I-0692

0159

セラルルニ及ヒ身、危険ヲ察シテ大正十五年十月
朝鮮ヲ脱出シテ支那上海ニ遁走シ翌昭和三年三月
露西亞莫斯科ニ赴キ同月八日ヨリ一週間同地ニ於テ
開催セラレタル國際モーブル第二次大會ニ出席シ
參席者百五十六名ト共ニモーブルハ一般目的トシ
テ革命、犠牲者ヲ救援スヘキ下モーブルヨリ
リ救援セラルヘキモハ犠牲者自身ヲ第一トシ次
家族ニモ及フヘキ下、救援ノ方法ハ第一精神的、
第二物質的、第三法律的アルヘキ下等ヲ決議シ
テ同年五月上海ニ歸還シ

二、昭和二年六月上旬上海佛租界雷米路興順里ナ
ル被告人、住居ニ於テ李東寧、趙琬九兩名、勸
誘ニ因リ同年三月十一日上海ニ於テ朝鮮ラシニ帝
國、西羈絆ヨリ離脱セシムル目的、以テ組織セラレタル
テ同年五月上海ニ歸還シ

具三

韓國唯一獨立党上海促成會ナル結社ニ其ノ情ヲ知
リテ加入シ

三、昭和四年十月二十六日上海佛租界斜橋惠中學校
ニ右韓國唯一獨立党上海促成會臨時大會開催
セラルルヤ被告人亦之ニ參加シ趙琬九司會、下
ニ參會者五十余名ト共ニ促成會解散、決議ラ
入ト共ニ即時同シク朝鮮ヲシテ日本帝國、西羈
絆ヨリ離脱セシムル目的ヲ以テ留滬韓國独立
運動者同盟ナル結社ヲ組織、曹奉岩、洪南杓
黃俊ラ同同盟、創立宣言及綱領規約、起草委
員ニ選任シ、被告人ハ洪南杓、曹奉岩、吳素正ト共
ニ同盟、執行委員ヲ詮衡人ヘ半委員ニ選任セラレ
其後同月末同地佛租界佛蘭西公園内ニ他ノ詮
衡委員ト會合シテ郭憲、李敏達、崔鳳官、



9451-2

1706



9451-2

1705

I-0692

金元植、高相峻、鄭泰熙及被告人、七名ヲ執行委員ニ選任シ且中央機關、職責ヲ定メタルカ其、後十一月初第一回執行委員會アリテ右執行委員ノ部署決定セラレス、クテ被告人、總務部長トナリ、郭憲、李敏達兩名同部員トナリテ組織部及宣傳部ヲ監督シ且大會及執行委員會招集、コトヲ司リ、崔鳳官、組織部長、金元植、同部員トナリテ同同盟員ノ進退ヲ司リ。高相峻ハ宣傳部長、鄭泰熙ハ同部員トナリテ宣傳文、作成、配付、機關紙、發行、示威運動等、任ニ當ルコトトナリ。同年十一月上海佛祖界霞飛路ナル郭憲方ニ於テ第二回執行委員會ヲ開催シ、被告人モ出席、上右執行委員、選任反部署、決定ヲ報告スル為大會ヲ開催スヘキ旨ノ。

協議ニ參與シ尚同同盟ハ機關雜誌アプロヲ刊シタルカ、被告人ハ屢々之ニ禍ヲ寄セテ朝鮮獨立、思想ヲ鼓吹シ其後同年十一月初旬右同盟カ同年六月十七日上海佛祖界民國路浸禮堂ニ於テ在上海、朝鮮人、台灣人等獨立運動者、團體ニ依リテ結成セラレタル自民族獨立運動團體タル東方被压迫民族反帝同盟籌備會ニ加盟シ其ノ總務部幹事ニ充テラルルニ及ヒテ被告人ハ右同盟ヲ代表シテ該總務部幹事ノ任務ヲ行ヒ更ニ同十一月朝鮮全羅南道光州ニ勃發セル學生騒擾事件ニ關シ安昌浩崔錫淳、金元植、李恭煥、鄭有寅、金徽ト共二上海韓人各團體臨時聯合會、委員トナリテ昭和年一月十日午後七時前頭浸禮堂ニ全上海朝鮮人

四具



9451-2

1708



9451-2

1707

I-0692

群衆大會ヲ发起開催シ朝鮮人七八百名中國人二三百名及台灣人其，他多數集合セル席上自演說ラ摩シテ朝鮮ニ於ケル學生示威運動ニ關スル當局ノ措置ヲ攻撃シ又同年三月一日右浸礼堂ニ於テ開催セラレタル朝鮮獨立運動紀念式ニ參會シ朝鮮ト帝國主義ナル題下演説ヲ摩テ夫々朝鮮獨立思想ヲ吹噓煽動スル等大ニ朝鮮獨立目的ニ向リテ策動スルトコロアリ。

第二 被告河宗模、大正十四年四月京城中央高等普通學校ニ入學シ昭和三年四月同校ヲ退學ノ後同府中吳基督教青年學館ニ入學ナシタルモ是亦同年九月ニ至リテ退學ニ同月直ニ支那北京ニ赴キテ支那語ヲ研究シ翌昭和四年五月天津ニ移リ次テ同年十月上海ニ赴キテ同年十二月ヨリ同地英

具五

國人經營、自動車會社、監督トナリ翌昭和五年七月辭シテ同地漢英語專門學校ニ入學シ英語、研究ノ努力居リタルトヨロ同年七月上海安南路泰成坊ナル自宅ニ於テチ振口、勸誘ニ因リ上海韓人青年同盟力朝鮮ラモニ日本帝國、朝鮮ヨリ離脱独立セシム目的ヲ以テ組織セラレタル結社ナルコトヲ知リテ之ニ加入シ同年八月二十九日日韓併合紀念日ニ際シ上海英租界南京路ニ於テ朝鮮革命民衆書及被压迫民族聯合起來ト題入ル檄文約三百枚ヲ撒布シ右同盟、目的ニ向リテ策動スルトコロアリ。

第三 被告人金秉會、幼時浦鹽ニ移住シテ同地ニテ普通教育ヲ受ケ大正十五年十二月支那廣東ニ赴

1710

S 9451-2

S 9451-2

1709

I-0692

0162

キ次テ昭和二年一月黄浦軍官學校入學ヲ
ルモ同年十月病ヲ得テ同校ヲ退キ上海ニ移リタル
ヨロ

一、昭和四年四月中旬上海佛租界馬良路經益里自
宅ニ於テ當時中國本部韓人青年同盟上海支
部執行副委員長タリシ金元植、勧誘ニ因リ該
同盟（後昭和五年三月十五日上海韓人青年同盟ト
改稱ス）カ朝鮮ヲシテ日本帝國、羈絆ヨリ離脱
セシムル目的ヲ以テ組織セラレタル結社ナルコトヲ知
リテ之ニ加入其、上海支部ニ屬シ

二、昭和五年一月肩書被告人自宅ニ於テ曹奉岩
、勸誘ニ因リ前記留滬韓國獨立運動者同
盟カ上級、如ク朝鮮ヲシテ日本帝國、羈絆ヨリ
離脱セシムル目的ヲ以テ組織セラレタル結社ナルコ

具六

トヲ知リテ之ニ加入シ

右兩個、結社、一員トシテ昭和五年三月一日前頭
浸礼堂ニ於テ行ハレタル、朝鮮獨立運動紀念
式ニ参加シ且右留滬韓國獨立運動者同盟、一
員トシテ同年八月二十九日、日韓併合紀念日、際
シ前記上海英租界南京路ニ於テ行ハレタル、朝鮮
獨立運動示威行列ニ加ハリ援助韓國革命ト大書セ
ル赤旗（証第三七號）ヲ押立テテ運動スル等右目
的ニ向ツテ策動シタルモノナリ

而シテ被告具然欽、同金秉會、各所厚ハ夫々經續
シタル犯意ニ出テタルモノナリ

証據ヲ按スルニ判示第一、事實ハ犯意繼續、點除
キ被告具然欽、當公延ニ於ケル判示同旨、自供ア
ルニ依リテ明白ニシテ犯意繼續、點、同被告人カ短



9451-2

1712



9451-2

1711

I-0692

期間内 同種行爲ヲ反覆累行シタル事跡ニ徴シ之
ヲ認ムヘテ判示第二、事實ハ其外形事實付テハ
被告河宗煥、當公廷ニ於テ自認スルトコロニシテ唯
同被告人ハ當公廷ニ於テ判示上海韓人青年同盟ノ判
示、如キ目的ヲ以テ組織セラレタル結社ナルトハ加入
當時之ヲ知ラサリシ旨否認ス、然レトモ檢事同被
告人ニ對人ル第二回訊問調書中昭和五年七月
旬頃上海韓人青年同盟員タル尹哲カ私對シ朝
鮮、獨立運動ヲスルコトヲ目的トシテ上海韓人
青年同盟ナルモノ組織サレ居ル故之ニ加入セヨト勧
メルノテ私ハ之ヲ承諾シ加入シタル旨ノ供述記載アル
ニ徴スレハ同被告人カ判示、如キ情ヲ知リテ右同盟ニ
加入シタル事實ハ之ヲ認メ得ヘテ被告人抗辯理由ナシ
判示第三、事實ハ犯意経緒、點ヲ除キ被告金

秉會、當公廷ニ於ケル判示同旨、供述アルニ依リテ
明ニシテ犯意繼續、點ハ同被告人カ短期間内ニ同種
ノ行爲ヲ反覆累行シタル事跡ニ徴シ之ヲ認定ス
サレハ判示事實ハ何レモ其証明十分ナリトス
法ニ照ラスニ判示被告具然欽、所厚ハ治安維持法
第一條第一項刑法第五十五條ニ該當スルヲ以テ所
定刑中有期懲役ヲ選擇シ其ノ刑期範圍内ニ於
テ同被告人ヲ懲役六年ニ處スヘク、被告河宗煥
所厚ハ治安維持法第一條第一項後段ニ被告金秉
會、所厚ハ同法第一條第一項後段刑法第五十五條
ニ各該當スルヲ以テ何レモ所定刑中懲役刑ヲ選
擇シ其所定期範圍内ニ於テ右被告人兩名ヲ各
懲役二年三處スヘク刑法第二十一條ニ則リ未決公留
日數中被告具然欽、河宗煥ニ對シテハ三百五十日

具六七



9451-2

1714



9451-2

1713

I-0692

0164

被告金秉會ニ對シテハ三百日ヲ何レモ右本刑ニ算
入スヘタ押収物件中赤旗一流（昭和五年一押第一八三
七號）被告金秉會ノ判示犯行ニ供シタル物件ニ
シテ同被告人所有ニ保ルヲ以テ同法第十九條第一項
第三號第二項ヲ適用シ同被告人ニ對シテ之ヲ沒收ス
キモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年十二月十六日

京城地方法院刑事第一部

裁判長朝鮮總督府判事

金川廣吉
柳小林長藏
朝鮮總督府判事



9451-2

1715

I-0692

0165

韓國惟一獨立黨上海促成會綱領規約及細則

綱 領

一、本會は韓國の惟一なる大獨立黨の成立を促進す

二、本會は韓國獨立に必要な民族的、一切革命力量の総集

中に努力す

規 約

一、本會は韓國惟一獨立黨上海促成會と稱す

二、本會は本會の綱領を實行するに必要な諸般の事業立

為す

三、本會の會員は上海に在留する韓國獨立運動者を以て組織

四、本會は事業進行の為めに執行委員二十五人を置く

執行委員は大會に於て之を選任す。但し大會閉會中執行

委員の解任及び補缺を為す場合は執行委員會に於て之

を自ら行ひ得るものとす

一 綱領 一

五、執行委員は常務委員九人を互選し常務委員會を組織

す

六、本會は大會は四分之一、執行委員會は三分之一、常務委員會は過半數出席を以て開會し議事は出席員の過半

數の賛成を以て之を決す

七、本會之會員は會務と會費を擔當するの義務を負ふ

八、本會之會員にして綱領及び決議に違反する者は執行委員會に於て之を懲責す

九、本會は韓國惟一の獨立黨が成立したる時に之を解散す

十、附則 本規約に不備ある事項は執行委員會に於て

之を定む

細 則

一、本會は規約第二の事業を實現する為め左の課業に

務す

二、在上海獨立運動者を統一集中す

S

9451-2

1717

S

9451-2

1716

る、各地の獨立運動団体と聯絡し統一機関の組織をさし處には宣傳してその促成に努力す

は、機関紙を發行す
に、講演會を催す

六、新入會員は會員二人の推薦により常務委員會に於て入會を許す

三、大會は必要ある時に執行委員會の決議を以て之を召集す
四、大會開會中は執行委員會が大會を代表して本會の一切の事業を議決執行す

五、常務委員會は大會又は執行委員會に於て決議したる事を實行す

六、執行委員會は之を左の二種に分つ
い、定期會 每月二回(第一第三火曜)とす

ろ、臨時會 必要ある時に常務委員會之を召

綱領

集

八七、常務委員會は毎週一回(土曜)とす

八、常務委員會には庶務、宣傳、聯絡の三部を置く
い、庶務部は簿書、會計及其他各部に屬せざる事務
を掌理す

九、宣傳部は出版、講演及宣傳に関する一般事務を掌理す
は、聯絡部は各地各團體の意思の疏通を圖り其他一般聯絡に關する事務を掌理す

十、常務委員は各部事務を分担し各部は責任者一人を互選す

十一、本會會員は會費一元を納入す



9451-2

1719



9451-2

1718

I-0692

0161

宣 言

われ等は死活問題に對する深き覺悟と良心の抑へ難き
欲求とに鞭撻されて、故に韓國唯一獨立黨の促成を期し
發會宣言するものである。

夫小耻義と存榮とは實に全民族的の問題である。われ等の
獨立運動は全民族の汚消隆長を前提としての革命的
行為にて或種の英雄的權謀や部分的の力量を以て出來
得べき仕事ではない。由緒深き歴史の權威が之を命じ
發展かゝる文化の流れか之を興さしめたものである。諸先輩の遺
せる熱烈なる行蹟か之であり。全民衆の絶え間ない努力か之
であり。將來の成功か亦之である。既に全國的にて且
つ革命的である。今更何か故に唯一を叫ひ集中を唱ふ
もの必要があらうか。

己未以後九個年圓の有様は黒として如何。集中は失敗に終
り遂に割據の慘憺たる状勢を産み出して派閥の争と

宣言

長短の間とは日日之を耳に聞く目に見るの煩に勝えず。そ
れか為めに大目標と全使命との責任を忘却して唯ニ猜
疑、輕量、分裂、隔離の感情のみ愈々加わり從つて恐る
へき裏切者や憎むべき仇敵に此の際に乘しわ爾等の運動
を攬乱するの機會を與ることとあつたではないか。
此に適すること或は彼に適せす人の美なりとするところ必ずしも
我に取つて羨ならざることのあるのは元来眞々ある人間社會に
於て已もを得ない事實である。苟同を求め助長を試みるは
理智の許さざる所では在いか。環境の如何が緩急の差を生し天
性の稟くる所深淺を殊にするに拘らず或は自家に執着し或
は進取に急ぐるの餘り無用の策略を用ひて紛々とて離合し
甚しきに至つては一人一國を自負するに至つて却づ我と我が身
を破滅に導くの禍恨事を招き致す憐れな事さへもあつ
た。どうしてか本意であり且つ豫期したところであつたらう
か



9451-2

1721



9451-2

1720

I-0692

0 168

散を以て集に抗し亂小るを以て整へるを攻めて其の功を收め得るの例は古今にない事實である。弱小なる力が強大なる勢を打破する能序の事理が我らの眼前に頓々展開され自然的進程か圓断なく教訓を與へてくれる。今日に於ても高ほ自他に拘り才尺を授へ共倒れの日迫つて来るにも拘らず坐して其のまゝ最期を待つべきものであらうか。われ等の大同の陣營は既に整つてゐるのである。同異の調剤と長短の補和に何の難き所があらうか。私は只慎密なる組織と具体的な方略とを以て統一的中心の下に各機關の組織的活動を圖るにあるのみである。唯一集中を擧的に絶叫し信仰的に奮發せむとを強調する所以である。これは我ら今日の等しく懐く心緒であり覺悟である。後先して唱道し来ることをどうぞ偶然といひ一時的といふ得ようか。

友よ起て、そよて個人は固体にて、團体は唯一党に一日も

早く完成せよ。骨髓に徹した怨恨と積り重つた羞辱とを雪くは只斯くすることにのみ存するのである生存の権利を取返すのも斯くすることにのみあり。輝かしい将来の幸福も只此の道に依つてのみ得らるるものである。次の如き綱領を立て同志の叶ひと在田園などを乞ふ次第である。

一、本會は韓國の唯一至る大獨立黨の成立を促成す
二、本會は韓國獨立に必要な民族的一切革命力量の結集中に努力力す

大韓民國九年

月 日

韓國惟一獨立黨上海促成人會 執行委員
李東寧 洪震 趙琬九 趙尚燮
李裕兩 金科奉 李圭漢 宋永錫
金九 雀錫淳 金甲 濟雀昌植
李敏達 玄鼎健 鄭柏 蕭景善
趙素印 金明濟 鄭密 鄭泰熙
金文熙

S

9451-2

1723

S

9451-2

1722

I-0692

0169

全鮮思想事件月表

昭和六年十二月中 準理

特 種 保 安 反 法 貪 錢	犯 法 刑						罪 名 檢 事 局 管 内
	強 盜	傷 害	殺 人	放 火	騷 擾	行 公 務 妨 害 執	
一	二	三	一	一	二		城京
二	三	四	三	一			州公
三	二	三	二				興威
四	一	二	一				津清
五	二	三	一				壤平
六	三	四	一				州義新
七	四	五	一				州海
八	五	六	一				邱大
九	六	七	一				山釜
十	七	八	一				州光
十一	八	九	一				州金
十二	九	十	一				計

犯 法 別 類	罪 名						檢 事 局 管 内
	違 法 違 規 等 處 理 及 其 他 行 為	出 版 反 法	治 安 維 持	暴 力 行 為	違 反 規 定	檢 事 局 管 内	
計							
貪	貪	貪	貪	貪	貪	貪	
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	
一	一	一	一	一	一	一	城京
八	八	八	八	八	八	八	
八	一	一	一	一	一	一	州公
一	一	一	一	一	一	一	興威
九	九	九	九	九	九	九	津清
七	七	七	七	七	七	七	壤平
一	一	一	一	一	一	一	州義新
二	二	二	二	二	二	二	州海
一	一	一	一	一	一	一	邱大
三	三	三	三	三	三	三	山釜
八	八	八	八	八	八	八	州光
一	一	一	一	一	一	一	州金
一	一	一	一	一	一	一	計
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	
七	七	七	七	七	七	七	
六	六	六	六	六	六	六	
三	三	三	三	三	三	三	
五	五	五	五	五	五	五	
二	二	二	二	二	二	二	

全鮮思想事件月表

昭和六年十二月中

處分

S 9451-2 172

S 9451-2

9451-2

1727

求公判。四五
求醫命令。九二〇

不起訴

處分ニ對スル歩合

I-0692

○思想語彙

其九

三民主義

三民主義とは民族主義、民權主義及び民生主義の三主義を意味し、孫文主義孫文が著す三民主義、建國大綱、建國方略、國會全國代表大會宣言及其他著述を貫くとの思想を指す。孫文の創設になるものであるが、抑々孫文がこの三民主義を主張した力は一八九七、八年頃改米を流浪中に説いたのが初めてである。国民党として公表したのは民國十二年（一九二三年）一月一日。海國報紙上の中國国民党の宣言發表以後に於てである。国民党が共産党との提携をなし国民党が改組更新後民國十三年（一九二四年）三月月より八月まで、孫文自ら民族主義は一月二十七日より三月二日までに六回、民權主義は三月九日以降四月二十六日までに六回、民生主義は八月三日以降廿四日迄に四回、都合十回に亘つて講演してゐるが、民生主義は未完のまゝである。孫文は民主主義に對し懸念不遇の地位にあつても克く一意之の宣傳達成の為に専念つて來たもので、民族主義の一冊は既に民國十一年に他的二主義に就ても草稿は出来たのであるが、民

國十一年六月十六日陳炯明の叛變に遇つて多數文獻と共に焼失した為に、三民主義に対する孫文の主張は講演を以て底本と解失される心きものである。孫文はテカ三民主義講演の眉頭に於て「三民主義」就是救國主義、甚麼是主義呢？主義就是一種思想一種信仰和一種力量、太凡人類對於一件事、研究當中的道理、最先發生思想、思想貫通以後、便起信仰、有了信仰、就生力量、所以主義是先有思想、再到信仰、次由信仰生力量、然後完全成立、何以說三民主義就是救國主義呢？因為三民主義是促進中國之國際地位平等、政治地位平等、和經濟地位平等、使中國永久適存於世界、所以說三民主義。三民主義既是救國主義、是民主主義極大勢力、便可拯救中國、使中國變化、民族自決及び平權平等を包含する。試圖進成量、問義們今日的中國是不是應該要救呢？如果是認定應該要救的、那樣便應該信仰三民主義呢？因為三民主義既是救國主義、是民主主義最初是倒滿興漢为目标、便能發生極大勢力、而中國革命成就後は自ら變化し民族自決及び平權平等を包含する。其他民族を聯合し解放を求めるものとなつた。民族中にあっても高々の中には階級性があり、從つて打倒帝國主義運動は際資本主義のみならず國內の資本家も亦敵として打倒せんとするもので、帝國主義の聯合軍に對しては被壓迫民族及び之と平す。

S

9451-2

1729

S

9451-2

1728

I-0692

0102

主義的民権主義の社会で、国家は死滅して天下は公の身にあり大同の世界に到達する。第三の民生主義の民生とは人民の生活であつて、社会的、国民的、群衆的生存であつて、民生の二字は社会問題を意味し、民生主義は社会主義又は共産主義で即ち大同主義である。民生は経済組織と共にその表現の異なるのは當然であるが、民生革命の成功とは、社会上の一切の階級的压力を除くことであつて、この為には先づ民族革命が先行されて政権を奪取し、その政治運動によつて経済問題解決の一手段として、資本節制と平均地權の二法を採用する。平均地權は孫文が米國流浪中シリージョージの土地單稅論より發意せるもので、中國同盟會の政綱中にも掲げられたものである。それは社会的、即ち土地増加は國家に歸属すべく、國家土地法、土地使用法、土地徵稅法及び地價稅法等を規定し、之により課稅するが、地主が地價の申告に當り低廉に過ぎる場合は國家が之を買收し以て地主制度の弊を防止し土地分配の公平を圖り、耕作者に土地を與へることを目的とし、資本節制は支那の如き後進國の自國産業の保護考慮して立法を設け、所謂資本の過取大至る鉄道、航運等の交通業人経営の困窮するものは國家經營とをして私有資本制度を抑制

等の友誼をもつ民族と共に戦線を以てする必要があり、日英米等の民族革命は最後のものでは全く民族革命成就の時は已に將來の社会革命の準備をせねばならぬ。

二の民権主義は東西の實法制度に則るとこう多いもので、自由民権のデモクラシーの思想であるが、民生主義的民権主義でなければならぬし、亦人の権利は代議制による间接民権ではなく直接民権でなければならず。その為には（一）選舉權、（二）被選舉權、（三）罷免權、（四）罷官權（recall）、（五）人民が法律を廃止改修するの權、（六）創制權（initiative）、（七）人民が法律を制定するの權の四權を持つべきで、しかも產階級的民権を獲得する過程の國民革命に於てはこの民権の確立は最も力であるが、訓政期を経て、（三）憲政期に於て完全に成就される。一、軍政期、（二）訓政期を経て、（三）憲政期に於て完全に成就されることは、國民革命に於てはこの民権の確立は成功を実施し、資本家地主を抑制し、農階級を保護し、社会革命の政策を実施し、この民権（政権）の四權の下に治權として司法権、立法行政権、考試權及び監察権の五權を持つ政府が構成される。これが完成されるれば即ち民生権を確立する。

制し人民の生活を保障するとなすもので、單に民主主義一つを
切り離せば社会改良と類似するが、三民主義の体系中にある
は決して然らず、その目標とするところは資本主義の改良である
のであり且つ支那の經濟組織の複雜は国民党員は頗る主義のも
種の異議論争を生じ、遂には国民党分裂の一因ともなつてゐる
ものである。参考書源中山・三民主義・孫中山・建國方略纂

上海假政府　日韓合併後从此に不平の朝鮮人は滿洲上海アメリカに
移住し常に獨立企図してゐた。而久世界大戦の後ヴィルソンの民
族自決主義が唱導されるるや、これ等の朝鮮人は上海佛租界に於
て秘密結社をつくり朝鮮内地の同志と巧に連絡を計り独立を謀した。
一時朝鮮全土を震撼せしめたかの「萬歲運動」の如きこれと密接なる關係を
有するものと云はれ、爾来假政府の名は一般的耳目を聳動せしむる
に至つた。第一次假政府の役員は李承晚及李東寧を首班とするも
のであつたが、これに對して露領方面に於ける李東寧一派より
李東寧を中心とする改造論が起つた。併しこれ亦内部に異論続
出し遂に次の如き顔觸を以て組織することとなつた。國務院大統
領李承晚、國務總理李東寧、内務總長申金植、軍務總
長盧伯仁、學務總長金奎植、外務總長朴容萬、勞動局總年安昌法

忠三



9451-2

1732

民進王士房、青年團長高運亨、議政院院長孫貞造、閩侯及滿洲總司令官
洪渠道、小くて假政府は朝鮮内地と少連絡を密にせんと安東縣に於ける
恰隆銀行内に交通事務局を設け、交通次長鮮千赫が専らその衝に當
つた。而して活用資金は上海在住の朝鮮人より募集中更に朝鮮の富豪
を物色してその賦課を命じた。假政府は設立の當初から内部の統一を欠いて
ゐたが、運動の進展と共に益々其傾向を增長し、李東寧、洪渠道、金嘉鎮を
中心とする武断派と呂運亨、安昌洪一派の文治派との猛烈な対立を見ることとなつた。
武断派の主張は方農ロシアと結び爆弾その他兇器を用ひて總督府大官
を暗殺し、武力に依つて一拳に独立運動を遂行せんとするに反し、文治派は主
として言論機關に依つて朝鮮人の間に独立思想を鼓吹し、又鮮人本位の教
育を奨励して日鮮離反の基礎をつくり漸次日本の統治を覆滅せんとするに
あつた。而して兩派の闘争は日を追つて激化し、その間暴力沙汰まで行はれたので、李
承晚及び金奎植等はアメリカより急遽上海に來り、安昌洪等と善後策を講じたが、
假政府は維持費の困難なると、青年一派は既に假政府自体を断念してアメリカ
に去るもの多く、多めに内部は捨收すべからざる状態にあつた。而後
李東寧、朴容萬は吉林方面に於て「軍政府」なるものを組織し所謂親
露派を以つて假政府の内部を改革し國境方面を襲撃せんとする計
画を立て、又穢和派と対立に朝鮮内地の鮮人を動かして独立運動を継
続せんと奮心したが勿論いづれも成功せず、假政府そのものもいつとはなく
自然消滅の形となつた（莊原達）



9451-2

1733

0111

I-0692

I-0692

0115

乙

昭和七年三月十五日

第三回

第三回

第三回

海圖工45.1.1-1

秘

思想月報 第十二號

高等法院檢事局思想部

目次

- 一、支那人襲撃事件判決有罪確定
- 二、日本共產黨の戰略
- 三、滿洲に於ける朝鮮人民族運動
- 四、支那サヴェー共和国憲法草案案
- 五、劉宗煥等殺人被告(陪審)事件及び檢事の論告
六、思想詔勅

附錄

○由本共產事件公判概況第廿八報乃至第廿九報

S

9451-2

1735

S

9451-2

1734

I-0692

0116

支那人襲擊事件判決有罪確定（第六報）

言渡廳	本籍	住所	職業	犯行	確定刑	氏名
平壤地方	京城	平壤	指物商	年令時	建造物破毀懲役一年月	金成俊
平壤覆審	平壤	平壤	二口職人	二口家財道具破壞	二年	朴仁德
平壤地方	平壤	平壤	煉瓦工	商品破毀	一年	朴昌來
平壤覆審	平壤	平壤	仲介業	放火	二年	朴仁德
平壤地方	平南	平南	無職	十年	十月	李春德
平壤地示	平南	平南	二五殺人	十年	十月	金鳳翼
平北	"	"	農業	殺人	一年	朴仁德
"	"	"	農業	殺人未遂	一年	朴仁德
坑夫	勞働	農業	三九家財道具燒毀	十年	十月	李春德
三四	二三	二四	四三醫藥業	十年	十月	金鳳翼
"	"	"	八八年	十年	十月	李春德
"	"	"	八年	十年	十月	金鳳翼
白龍國	朴景善	咸浦鵠獮	朴永福	十年	十月	李春德

右累計支船和七年六月廿三日迄
有罪判決確定したるものなり

S

9451-2

1737

S

9451-2

1736

I-0692

日本共産党の戦略

日本共産党、戦略的見解ハ一九二八年七月發行サレタ所謂七月テ一ゼニヨツテ表ハサレテ居ルカ一九三〇年ニ至ツテ此テ一ゼニ根本的欠陥ヲ認ム一九三一年日本共産党政治テ一ゼ草案ニヨツテ訂正サレタ。從來ノ七月テ一ゼ、見解ニヨレハ日本ニ於テ來ルキ革命ノ性質ヲアルシヨア民主主義革命ハ急速ノアルト規定シ。此アルジヨアルテアラウト規定シ。

即チ戦略的目標ヲ一應アルジヨア民主主義革命ニ置キ國家機関、民主化土地革命ノ遂行ヲ中心的政策ト決定シタルアルが此ノ見解ハ日本二於ケル封建的支配關係ヲ過重評價シ帝國主義國トシテ、日本ヲ抹殺シテ仕舞ツタルニ根本的誤謬アル現在ニ於ケル日本共産党ノ戦略的スローガン

1. 金融資本独裁、轉覆天皇制、資本家地主權力打倒、アロレタリアル独裁樹立
2. 工業、鉱業、銀行、交通運輸機関、アロレタリア国有化
3. 大地主天皇寺社、土地沒收
4. 勤勞農民ヘ、土地分配
5. 韓鮮、台灣等、殖民地、完全ナル独立
6. 帝国主義戦争反対、ウエーハ同盟支那印度革命、擁護

ヲ掲ケテ居ル。日本共産党ハ前述、戦略的見解、下ニ工場細胞農村細胞ヲ組織シ、党、基礎ヲ生産点ニ据ヘ生産点ニ於テ大衆ヲ党、影響下ニ獲得シツ、アル。

日本、共産党ハ國際共産党、日本支部アリ、日本労働階級、唯二、政党アル（日本共産党ハ其政

S

9451-2

1738

S

9451-2

1739

I-0692

0118

政治的綱領ニ於テ彼ノ日本共産党労働者派君主々
義解党派トハ銳ク对立シテ居ル。日本共産党ハ
労働階級、党テアリ矣シテ労働者農民、党テハ
ナシ。日本共産党ハ一切之合法無産政党也。対立ミテキル。
日本ニ於ケルフロレタリア革命完成、唯一、残サ
レタル條件ハ日本共産党ノ擴大強化アル。
日本ニ於ケル革命、展望ニ於テ最も重要ナル条件
件ハ前述ノ如ク労働者階級ト農民（農村）ニレタリ
ア貧農小農一トノ同盟アルフロレタリアートノヘ
ゲモ二トノ下ニ於ケル當農、革命的同盟ナクシテハ
日本ノ革命ノ成功ハアリ得ナイ。日本共産党ハ日本
フロレタリアートノ頭部テアル。

日本共産党ノ農民ニ对スル指道組織的ニハ
農村細胞ノ建設強化ヨツカ農村ニ对スルフ
白レタリアートノヘ対スルノテアラウ、
日本ニ於ケル革命運動、成る事ナシ。日本國内ニ於ケル革命運動
運動トノ聯閥及シヴエート同盟、関係アル。植民地革命
民族運動、進展ハ日本國内ニ於ケル革命運動
ト、密接ナル交互關係、下ニ在ル朝鮮、台灣、華
命的民族運動、成就ハ日本フロレタリアートノ緊
密ナル提携ナクシテハ絶対ニアリ得ナシト同時ニ
日本フロレタリアートノ解放ハ朝鮮、台灣、革命的
民族運動トノ提携ナクシテ有リ得ナイテアル。

（日本共産党ハ二六事件幹部峠一夫ニ對スル
檢事聽取書ノ一節）



9451-2

1741



9451-2

1740

滿洲ニ於ケル朝鮮人民族運動

一平安北道報り

滿洲ニ於ケル朝鮮人民族運動ハ彼等ノ傳統的派閥ト内
江ニ依リ消長常ナク加ナルニ移住鮮人、自覺ト曰支官憲
取締嚴重ヲ加ヘタル結果甚大ナル打撃ヲ蒙リ殊ニ數年
前ヨリノ共産主義運動、始頭共匪ノ割期的活躍等ニ压
倒セラレ國民府及朝鮮革命軍等、僅カニ餘命ヲ繋キ
アリタルモ今次、滿洲事變ヲ機会トシ彼等ハ再ヒ策動ヲ試
ミシバウ傾向ナリ即チ吉林省内ニ於ケル民族主義者洪
晚湖、李青天等ハ客年九月下旬上海臨時政府幹部金
九超、魏東寧、三名ヨリ今後、滿洲ニ於ケル朝鮮獨立運動
八日支滿洲事變ニ依リ至急軍事行動ニ転換セシムヘシト
、指令ヲ受ケ李青天、權在秀等ノ部下四十余名ハ糧食貯
一部下三十名ト共ニ吉林省內森林地帶ニ潛入シ又南滿
朝鮮革命軍七十余名モ武装、儘安田縣大森林地帶ニ

侵入潜伏シ互ニ中國敗殘兵ト協調シテ暗中飛躍ヲ續
ケ上海北平及滿洲各地ニ浮浪不ル民族派首領ト密接ナ
ル連絡ヲ採リ何等カノ形式ニ依リ活動スルモノハ如ク又北
満ニ於テハ依然韓族農務聯合会、地方自治会ハシテ口
圓等中心トナリ相當活躍スルモノハ如ク恩科セラル



9451-2

1743



9451-2

1742

I-0692

0 180

支那サヴェート共和国憲法草案

一九三一年十一月七日第一回全支サヴェート

大會にて決議

支那サヴェート共和国憲法の任務は、支那サヴェート領域に於けるプロレタリアート、農民の民主的独裁政権の確保並びにテウ全支那に於ける徹底的樹立にあり。プロレタリアート、農民の民主的独裁の目的は、一切封建的殘滓の絶滅、支那に於ける帝國主義軍閥の權力的地位の剷滅、全國土の統一、資本主義發展の組織的制限、國家經濟建設の遂行、階級意識の促進、プロレタリアートの組織化並びにプロレタリアートの獨裁への過程として貧民大眾をプロレタリアートの周圍に結束することの促進にあり。

支那サヴェート權力は、労働者、農民の民主

的独裁國家を建設する。サヴェートの全權力は、労働者、農民、紅軍兵士並に一切勤勞大眾に属す。サヴェート權力の下に於ける凡ゆる勞働者、農民並に紅軍兵士は、その代表者を選出し、政權を執行するの権利を有す。

之に反して資本家、地主、デモ紳士連、軍閥、反動的官吏、大農、僧尼、一切の榨取者並に反革命的要素は、その代表者を選出し、乃至は自ら政權に參與するの権利なく、又何等の政治上の自由を享受するものなし。

支那サヴェート共和国の最高權力は、全支那労働者農民、兵士代表者（サヴェート）大會に属す。大會の決議に依り、全支那サヴェート臨時中央執行委員會を最高權力機關とし、人民委員會は行政機關を行使法律、命令並に決議事項を布告につき、テウ



9451-2

1745



9451-2

1744

I-0692

081

命令に従ふべきものとす。

四 サヴエート地域に於ては、労働者、農民、紅軍、兵士並いに凡ゆる勤労大衆は、その家族と共に、社會、民族、支那人、滿洲人、蒙古人、マヌコット教徒、チャット人、其他並くに支那に居留する朝鮮人、台灣人及印度支那人一宗教の如何を不同、サヴエート法律の前に於ては平等にして、等しくサヴエート共和国市民なり。之によつて、労働者農民、兵士並くに勤労大衆は、事實上政權を執行するを得、次の如きサヴエート選舉法を實施する十六点を超ゆる一切の上記、サヴエート市民は選舉並くに被選舉権を享有し、一切の國家並くに地方の問題を討議、決議する。労働者、農民、兵士代表者（サヴエート）大會へ直接ての代表者を選舉するを得。

五

選舉区は、労働者に對しては、工場、農民、手工業者及都市貧窮者に對しては住居地域とする。
此選舉区に於て選出されたるサヴエート代表は一定の任期を有し、村落乃至は都市サヴエートの委員會乃至は諸機關の任務を遂行する代表者は一定期間に、その選舉民に報告を余さざるやうにす。
選舉人は、常に選出者を罷免し、改選を行ふの権利を有す。プロレタリアートのみ、農民、勤労者の大衆を社會主義の道へ指導し得るが故に支那サヴエート権力は、選舉に當り、プロレタリアートに対するは比較的多數の代表者を選出するの特權を附与す。

サヴエート権力の目的は、労働者階級生活水準の根本的改善、労働法の制定、八時半労働制の

S

9451-2

1747

S

9451-2

1746

I-0692

0182

實施、最低労働賃銀の制定、社會保險並に國家的失業手當制度の制定、労働者による生産統制権の確保にあり

六 尚支那サヴァエート権力の目的は、封建制度の廢止、農民生活水準の根本的改善、地主の土地沒收、貧農、中農への土地分配並に最後に、土地国有化實現のための土地法の制定である。

尚進んで支那サヴァエート権力の目的とする處は、労働者農民の利益を擁護し、資本主義の發展を制肘し、勤労大衆をして資本主義に依る榨取より解放し、彼等をして社會主義・社會秩序の途上へ導くにあり。

尚サヴァエート権力は、一切の過重なる課税の廢止、旧來の反革命的支配の撤廃、並に統一的累進課税の實施並声明し、又金力を盡して内

外資本家の破壊的、怠業的計畫を彈圧し、労働者農民に対して有利条件の社會主義建設へ導く經濟政策を遂行す

支那サヴァエート権力は、支那をして一切の帝國主義的侵略より解放せんと而目的を追求す。サヴァエート権力は支那民族の完全なる独立を聲明し、支那に於ける帝國主義の、政治的並に經濟的特權を否認し、反革命的支那政府と帝國主義者間に締結されたる一切の不平等條約、並にたるに在日太の外債を否認す。サヴァエート地域にありては、帝國主義者の水陸空に於ける航行を嚴禁し、支那に於ける帝國主義者の特權並に租借地は絶対に之を取消すもの

帝國主義者の手中にあらる銀行、稅關、鐵道、汽船公社、鈴山、工業等々は之を国有とす。但し臨時外



9451-2

1749



9451-2

1748

I-0692

0183

九、 国企業家に對して彼等が絶対にサヴエート政府の法律に服従することを條件として、諸種の企業に関する枝定を定め、生産事業の継続を許容す。

支那サヴエート権力の全力を注ぐ處は、労農革命を發展確保し、全支に立ち最後の勝利を博すにあり。サヴエート権力は革命的階級斗争への参加以て全労働大衆の任務至りと宣言す。

兵役義務は當初志願兵制度なりし而術次一般義務化ならべし。武器所有並びに階級戰参加の権利を有する者は、労働者、農民並びに労働大衆に限り、一切の反革命的、掠取的要素は徹底的に之を排除す。

一〇、 支那サヴエート権力は、労働者、農民並びに労働者に對して、読書出版、集会、結社の自由を確保す。この自由は、ブルジョアジー、地主、デモクラシー

の敵全世界も、労働者、農民大衆の味方なり。

サヴエート権力は反動期中に發生する一切の労働者農民、自由の圧迫を排除するため、ブルジョアジー及地主の政治的、經濟的権力を否定す。出版所（新聞、發行所等々）、公會（公團）、その他之設備は、テク自由行使を確保するため、労働者、農民、労働大衆の利用に資す。之に反して、反革命的活動による宣傳、活動、並に掠取者の一切の政治的自由はサヴエート権力下に於ては絶対に立たずを憲認しもるためた、婦人の解放、結婚、自由の承認、婦人保護対策の断行を確保す。



9451-2

1751



9451-2

1750

I-0692

0184

二.

支那サヴエート権力は、労働者、農民、勤労大衆に對して教育を受けるの権力を確保す。階級斗争等遂行の許す範圍内に於て、一般的無月謝大衆教育を開始す。支那サヴエート権力は、青年の一切の権利を保護し、青年をして政治的、文化的な活動に参加せしめ、以て社會の新しき力を進展せしめんとす。

三.

支那サヴエートは、労働者、農民、勤労者の方に實上の信仰、自由を確保す。政教分离の原則に基き、將來如何なる宗教もサヴエート國家より何等かの保護乃至は財政上の援助を受けることなし。

全サヴエート市民は反宗教宣傳の自由を有す。帝國主義者が宗教機關の存立は、サヴエート法律に服从する範圍内に於て之を許す。

四.

支那サヴエート権力は、支那に於ける少數民族

支

五

の自決権並びに支那少數民族独立國家の創立、建設を認容す。從つて支那に居留せる蒙古人、マヌメット教徒、チベット人、朝鮮人等々は、或は支那サヴエート同盟に聯合し、或は之より分立し、或は独自の國家を建設する等、完全なる自決権を享ずる。

支那サヴエート権力は此等小數民族が帝國主義者、國民黨政府、軍閥、封建諸侯、僧侶、ラマ僧等の桎梏より解放され、完全なる独立を得るために、全力を盡して之を援助すやし。尚サヴエート権力は、各民族独自の文化、言語を要求す。

支那サヴエート権力は、革命運動のために、反動によりて迫害されたる勤労支那並びに外人革命斗士に對して、サヴエート地域滞留の権利を確保し、その斗争力を回復のためには、士卒援助す。



9451-2

1753



9451-2

1752

六、支那サヴエート権力は、サヴエート地域に居留せ
る一切の勤労外人に對して、サヴエート法律の保
証する一切の権利を享有せしむ。

七、支那サヴエート権力は、世界プロレタリアート並
に被压迫民族と相提携して、統一革命戦線並
に立ち、プロレタリアート独裁の國家、即ちサヴ
エート同盟をその鞏固する同盟国と見做すこ
とを聲明す

(以上は昭和七年一月八日付「インプレスール」
司法省刑事局長通報に依ル)

支六

S

9451-2

1754

I-0692

0186

劉宗煥等殺人被告（陪審）事件に於ける検事の
論告

二日間ニ亘ラテ、詳明ナル審理ヲ終始熱心ニ御傾聽下ス。ツク陪審員諸君ニ於テハ既ニ本件事實ノ真相ハ充分諒解ニナリ正シキ判断ニ到達セラレテ居ルコトト信ジマスが式ニ從ウテ是ヨリ一應検事局ノ所見ヲ申述ベマス。

(一) 公訴事實

本件、公訴事件ハ公判ノ冒頭ニ當職ヨリ申述ベマシタ通

リテアリマシテ即チ

昭和六年一月十八日午後三時過頃被告兩名、下宿アル東京府荏原郡荏原町戸越一三七番地多賀武治方、二階四畳半、室へ突然訪ネテ來マシタ荏原警察署刑事巡查小沢長重力丸ニ無産者新聞興産青年等ヲ發見シテ被告劉宗煥ニ對シ荏原署へ向

劉

一

行ヨ求メマシタノテ被告劉宗煥ハ若シ小沢刑事、要求ニ應ズルナラバ右新聞、讀者班、組織力發覺スル等多數ノ者ニ累シ及ホズコトヲ考ヘ寧ロ同刑事ヲ殺シテ逃走シヤウト云フ氣ニナリ小沢刑事ノ頸部ニ著ケテ店夕ネクライヨ右手ニ握リ左手ニテ其ノ頭部ヲ壁ヘ押付ケテ同刑事ノ咽喉部ヲ絞扼シ太カラテ被告人劉祿鐘ニ共力ヲ求メ茲ニ兩名共謀ニテ同刑事ヲ殺スコトナリ被告劉祿鐘ハ西手ヲ以テ小沢刑事ノ足首ヲ抑ヘツケテ其ノ抵抗ヲ防ギ以テ同刑事ヲ窒息死セシムトト云フ事實アリマス。

(二) 被告人等ノ弁解

然ルニ被告人兩名ハ當公判庭ニ於テ此公訴事實ニ對し其日時場所ニ小沢刑事が訪ネテ來テ力丸ニ無産者新開等ヲ發見シ劉宗煥ニ同行ヲ求メタコト、劉宗煥ハ多數ノ者ニ累シ及ホズト考ヘ逃走セントルニ小沢

1756



9451-2



9451-2

1755

I-0692

0 181

刑事、ネクタイヲ握リ頭部ヲ壁ヘ押付ケタコト、劉祿
鐘八両手ニテ同刑事、足首ヲ抑ヘ付ケタコト、並ニ其人
爲メ同刑事が死亡シタルコトハ認メルノテアリマシテ唯逃
ゲヤウトカ逃ガサウトカ云フ氣ハアラタカ殺サウト云フ氣

八 金然ナカツ
ト云フ趣旨ノ弁解ヲ致シテ店ルノアリス
(三)陪審員ノ判断ヲ要スル事項

從つて公証事務官ト相告ヘシ。本件ノ事實認定ト科刑（法律、適用ヲ含ム）ト、
ニツノ部分カラ成立シ居リ。此ノ普通ノ裁判ハ此ノニツノ
部 分ヲ就レモ裁判所タケテ致ス。アリスカ陪審裁
判於此ノニツノ部分ノ事實ノ判断即事實認定

一方、就イハ陪審員ノ判断ヲ煩ハスコト、シ他ノ科刑ノ方
裁判所ノ於事務自由ノ判断ヲシテ之ヲ決定スルト云フコトニ
大異居リマス、從ツテ陪審員各位ノ事實ノ認定タケ
ラサレバ、ハ宜シキ事アリ矣。本件ノ裁判ニ就テ申シニ入
ナレバ、被告人等ニ殺意ガ仄ムタカ無カウカト云フ矣。
ケラ判断スルノガ往々事アリマス、又ハ之ニ對シテ何位ノ
トガ刑法ノ方何条ニ該屬スルカ。又ハ之ニ對シテ何位ノ
刑罰ヲ科スベキテアルトカ云フコトニ就イテハ陪審員諸
君ハ毫モ之類ヲ便方無要外れ、人情アリマス、此亦ハ裁判
所外シケ判断スルノ事アリマス、此點ハ吳久ニ誤解
ナリセウニ予大御願ヒシテ置キマス。

故其聲也，則有清濁之分。清者，則其氣之和，而無雜氣也；濁者，則其氣之不和，而有雜氣也。故其聲也，則有清濁之分。清者，則其氣之和，而無雜氣也；濁者，則其氣之不和，而有雜氣也。

S

9451-2

1758

S

9451-2

1752

I-0692

800

ス 気力アツテ死ナシタ時ニハ法律上殺人罪ニナリマス
力殺ス 気力ナクテ死ナシタ時ニハ傷害致死罪ニナル
テアリマシテ刑法上殺人罪、法定刑八傷害致死罪
ノ法定刑ヨリ重クナツテ居リマス、斯様ニ適用スヘキ
法文カ邊ヒマスノテ法律ノ適用並ニ科刑ヲスル前ニ
先シ争トナツテ居ル此ノ殺ス 気力有ツタカ無カツタカ
ノ事實問題ヲ決定シナケレハナリマセ又シテ諸君ノ
判断ヲ煩ハス次第テアリマス
尙ホ「殺ス 気ト云フコト即チ法律上ノ用語シ以テスレハ
「殺意」ト云フコトテアリマスカ此ハ如何ナル意味ニカル
カラ茲テ一言説明シテ置ク必要カアルト思ヒマスカ
法律上「殺ス 気」ト云フノハ日常ノ用語ノ「殺ス 気」トハ多少
相遠スルトヨロカアルカ参考ヘラレマス
日常ノ用語テ「殺ス 気」ト申シマスト、殺シ度イトカ「死」
シテ了ヒ度イトカ云フ様ナ死ノ結果ヲ望ムテ居ル氣持、

劉二

ミヲ指シテ指シテ居ルヤウテアリマスカ法律上テハ殺ス
氣ト申シマスト單ニ死ノ結果ヲ欲シテ居ル時バカリテ
ナク、ソレヨリモモツ本範圍カ廣クスカクスレハ死ヌト
云フ事ヲ知リナカラ尚ヤル氣持ニ木殺ス 気トキブノ
テアリマス、而モ尚其レハ更ニ擴張サレテ「斯」クスレバ
死又カモ知レナイト云フコトヲ知リナカラ尚ヤル氣持
テニ殺ス 気ト云フ内ニ入レテアルノテアリマス
例ケ甚タ卑俗テアリマスカ仙台萩ノ政岡カ自分ノ實
子千松ニ「毒デモ何トモ恩ハス御主ノタメニ喰ヘルモノ」
タト教ヘ入シテ置キマシタハメ榮御前カ賴朝公カ
下サレタ御菴子テアルトテ毒ノ菴子ヲ出シタドモ千
松ハ母カラ言ニ付ケラレタ通リニ之ヲ喰ヘテ忽チ憤乱
七顛八倒ノ苦肉ノ致シマス、此ハ政岡ノ氣持ハ子ノ可
愛サニ毒ナ物喰フナト云フテ叱ルノカ親心テアリマス
カラ何テ自分ノ子千松ヲ死ナシタニコトアリマセウ、ケ



9451-2

1760



9451-2

1759

レ共主君鶴千代君ニ毒ヲ喰ヘサセタクナイ一心カラ死又
死又カモ知レヌコトヲ知リナカラ千松ニ喰ヘサセル此氣持元
殺意ヲ以テト云ヘルノテアリマス
本件テモ若シ被告人等ニ小澤刑事ヲ死ナシタイト云フ
氣ハナカツタトシテモ逃ケタイ逃ケサセタイノ一心カラ
「死ヌ又ハ死又カモ知レヌ」コトヲ知リナカラ小澤刑事ノ頸ヲ
絞メタリ足ヲ抑ヘタリキナラハ矢張法律上ハ殺意ヲ
以テト云フユトニナルノテアリマス、六ヶ敷イ言葉ヲ以テ言
ヘハ死ノ結果ニ付テ認識カアレハヨイ、ソシテ其レハ未必的
ノモノテモヨイド云フユトニナツテ居ルノテアリヤシテ學説も
略一致シ大審院ノ判決モ危様ニナツテ居リヤス
次ニ共謀ト云フ言葉ノ意味を一言サセテ貴ヒマス、共
謀ト云フト如何ニモ額ヲ搗メテ謀議シタ様ニ聞エマス
カ決シテ危様ナ意味テハナクテ二人ノ心ニ連絡ナ
出来テ其カラ互ニ同シ目的ノ事タルヲタト云フ氣ガ

劉四

アレハ法律上共謀シテト申スニアリマス、眼テ合図シ
アモヨイ合図カナク暗黙ノ内テモヨイ、意思ノ連絡
ナヘカラハ共謀ト云フユトニナルノテアリマスカラ本件
於テモ共謀ト云フ言葉ヲ難シク考ヘル必要ハナイノ事ナ
リマス

(五)事實認定ノ方法

叔テ愈々被告両名ニ行為當時殺意有ツタカ無カツタ
カ、點ヲ如何ニ見分ケルカト云フコトテアリマスカラ本來人
ヲ殺ス場合ニ多數ノ人ノ觀テ居ル前テ公然行フコトハ少
テアリマシテ多クノ場合ケル人ノ見テ居ナイ場所テ
行ハレマス、ソシテ相手ハ死シテ了ツテ居ルト云フトキナ
ト尚更如何様ニシテ殺シタノカ外部ノ人達カラハ判断
出來難イノテアリマス、殊ニ殺意ナドト云フ犯人ノ心ノ
裡ノ出來事ハ一層之ヲ判断シ難イモノテアリマス、而モ
犯人自身ハ自分ノ不利益ニナルヤウナツ殺不氣力アツ



9451-2

1762



9451-2

1761

ト云フユトハ滅多ニ口外シナダイアリマスカラ如何ニシテモ其點ハ疑雲ニ閉ケラレ勝テアリマス、保シ疑ハシイカレトカ判ラナイカラトテ其傍ニシテ置イテハ人ノ見テ居テ處テドンナ悪イコトヲシテモ其レトロ外シナイテ置イタラ判ラズ了ヒト云フユトニナルノテソレテハ悪イコトノ仕放題トナリ在ノ中ノ秩序カ全クナクナツテ了ヒマス、夫故俊令惡イコトヲシテ斗ル時、有様ヤソノ犯人ノ心持カ穿奥ヤレコード等ニ取ツテナクトモ其前後ノ事情カラ或程度近間遠ナシト推シ考ヘルコトカ出来タナラソノ考テ正シイモノトシテ事実ヲ認定シナケレハナリマセヌ、ソレニハ幸ニ世ノ中ノ總テノ現象ハ原因結果ノ一大法則ニ霧籠來サレテ居ルノアリマスカラ其ノ因果干係ノ連絡ノ一部分カ吾々ノ視野ノ外ニアツテモノノ前後ノ事情カラ推シテ行ケハ吾々ニ見工ナシ部分テモ容易ニ少キリト浮ヒ出サセルコトカ出來マス

劉五

本件テモ被告人等ハ今茲テ「殺ス氣ハナカツ」ト申シテ其點ハ漠然トシテ居ルマウテスカ其前後ノ事情ヲヨク御考ヘニナツテ因果干係ヲ述シテ行クト専時殺ス氣カラフタカナカツタカト云フユトハ陪審員諸君ニヨク判ツラレタルハ其丈テ充分事実認定カ出來タノテアリマシルト思ヒマス、您様ニ唯直感的ニ有ルトガ無イトカ感セラレタラハ其丈テ充分事実認定カ出來タノテアリマシテ格別難シイ理屈を何モ要ラナイノテアリマス之ヨリ今申シタ方法テ教害時ノ前後ノ事情ヲ諸君ト共ニ順次考ヘテ見マセウ

六 被告人兩名ト被害者トノ干係
被告人兩名ハ如何ナル性行ノ人物カト申シマスノニ既ニ前公廷ニ於ケル被告人等自身ノ供述ニ依リマシテ明瞭テアリマスカ兩名ハ其同郷、先輩ヨリ極端ナル主義ノ説明ヤ講議ヲ受ケ非合法的、左翼運動ニ興味ヲ持チ之ニ干與シタルユトハ相違ナインテアリマス、被告



9451-2

1764



9451-2

•1763

I-0692

劉宗煥ハ予審ニ於テ「第二無産者新聞讀者班」會合ニ於テ新聞ヲ讀メタラ直チニ燒キ棄テルコト曝レタ場合ニモ自分ヨリ貴シタト云ハナイコト若シ捕ツテ死ニシテ開争スルコト等ヲ述ベ、尚白色テロニ対シテハ之ヲヤツ、ケテ逃ケナケレハナラスト注意致シマシタレト供述シテ居リ被告劉祿鐘モ予審ニ於テ「私ハ宗煥ノ説明ニヨリ其主義ハ労働者農民ノ一致团结シテ現在ノ社會ヲ覆シ労働者農民ノ往ミヨイ國ヲ告ルユトテアルト信シ尤様ノ目的カラ「第二無產者新聞讀者班等ニ加入シタ次第アリマスト」趣旨ヲ供述シテ居リマス之ニ及シテ被害者小澤長重ハ思想方面、奉務、刑事巡査テアリ被告人等、如キ者ヲ視察シ検査シ検束シ拘留シナケレハナラ又職責ヲ持ツ人テアリマス、被告人等ニ云ハシムレハ死シ以テ斗争シヤツ、ケネハナラ又人テアリマス之タケノ事実干係カラ見マシテモ被告人等ト被害者思ヒマス

(七)犯行直前ノ出来事

一月十八日午後三時過頃ニ小澤巡査ハ被告両名入下宿ヘ突然來タノテアリマスカ其際被告劉宗煥ハ「第二無產者新聞」無立性者青年等シ座敷ニ置キ尚一月十五日ニ池上アーチカル、ローサノ紀念會ヲヤリ秘密ニ同志廿三十人程出席シタ時、事ヲ感想文ヲ書イテ居タルノテアリマストコロカ小澤巡査ハ之ヲ見シケ尚部屋内ヲ搜シテ遂ニ他ハ多ク、無產者新聞、無產青年、戰旗等ヲ發見シテ之ヲ纏メテ持飯ル準備ヲ始メ劉宗煥ニ対シテ警

劉太



9451-2

1766



9451-2

1765

I-0692

0196

察へ同行セヨト申シタノテアリマス
其時被告劉宗煥ハ當公判テモ申シマシ夕通リ前
無新、關係テ大崎署へ連レテ行カレ夕時二十九日勾
留ニ處セラレマシタカニ今度連レテ行カレ、人二十九日
ノ勾留ヲ二度ヤ三度薰シ返サル、ノテアロウシ警察テ
調ヘラレハ感想文ノ事カラ「カール、ローザー」ノ紀念會カ
ルレテ三十人カラノ出席者ニ迷惑力カリ且無産新聞
等、讀者班ノコトモ曝レルカラドウシテモ逃スナケレハナ
ラ又ト考ヘタクシテアリマス、之ハ無理ミナイユトテス
保シ此場合逃ケルト云ツテモ唯下宿カラ外へ駆ケ出シ
タテ逃スナケオホセルモノテハナ久又自分ノ身体タケ一時
其場シ外シテ逃ケテモ感想文ヤ無新ナトガアツタユト
ハ小澤刑事ノ記憶ニ残リ又之等ノモノカ警察ノ事ニ
入レハ同志ノ迷惑ニナルノハ尙然、事ナムテアリマス
唯逃スナケ不戸八有カ又ハドウシテモ感想文一切ノ發
見、事実ヲ此吾カラ薦推シテ定ハナケレ給ナラ又ソレニテ小
澤刑事ノ殺身元了シテガテ死力矢レハ完全ニ逃ケルコト
目的ナ達スルコトガ茲來力イクト孝マルソハ此場情勢
トシテ自然ノ成行テアリキス逃スナケリ且無産新聞
唯物語リタケテモ家人ガ眼覚メテ聲を出せハ殺夫
氣ナリ位アリマス、自分タケ太迷惑ハナイ固クキヲ
握リ合ひ屠戮同志三十有八人下或八表以上ノ多數
カルホ延知ト左也ト不迷惑ナルトガリマスカラ被告
金犠牲外ガル覺悟ナラ完全ニ此新聞班業、覺対
サレハ被告モ承審テ此心持判然ト申シテ居マス即
警察テ調ヘタクシテ私共同志カ一同ニ秘密會議會持
ツタ事ク曝レテ夫レニ干係、夕同志カ皆舉ケラレルテ
アラウシ無產者新聞無產青年、讀者班ノ同志全部
迷惑カケル事ニテナラウシ又我々同志が續ケテ來

S 9451-2 1767

S 9451-2 1768

夕運動を挫折スル事ナルテアラウソウストヘ自分一人、
犠牲テハ済マナクナルト思ヒマシタ故「中略」私ハ什シテ
逃ケナケレハナラヌカ走レニ付テハ小澤巡查ヲヤツ、ケテ
心シマシタ、ヤツ、ケルトハ殺シテ了フ意味テスト述ヘ
テ店リマス、之ノ被告劉宗煥、尙時、差迫ツタ氣持ヲ
卒直ニ述ヘタモノト考ヘルノ他ハアリマセ文、此決心ハ
實際斯様ナ立場ニ置ケレタ被告トシテ極メテ自然ニ生
スル心持テアルト云ヘマセウ
而モ被告劉宗煥オ平素警察官ニ神シテ持ツテ店ル心
構等カラ推シマシタナラ、此決心出来タト云フニトハ尚更
剪然、事タト肯ケレマセウ

（犯行時ノ事情）

ソレカラ劉宗煥ハ如何シタセウ、同人ハ直ニ此決心ニ
相應シテ行動ヲ取ツタノテアリマス、即チ蹲シテ無新ナ
八

トテ取經人左居夕小澤刑事、隙ヲ狙ツテ突然飛ヒ付
キ右手ヲ以テ其ノ木クタノノ結目ヲ櫛ムト、同時ニ左
手テ小澤刑事ノ左額ヲ押シテ後ノ壁ニ押シ付ケ右手
ニ櫛タキタテアリマス、ソシテ刑事ハ両足ヲ擲ケ出シ壁
張ツタノテ、小澤刑事ハ左膝ヲ捻ルヤウ、別
凭レ掛リマシタ處ヲ尙ホ劉宗煥ハ左膝ヲ同刑事ノ胸
ニ崩テ右足ヲ立て、ノシカツテネクタイヤテ頸ヲ絞メタ
ノテアリテ不此事ハ被告モ尙公廷ニ於テ申述ヘテ居
ルノテ陪審員諸君ノヨク御承知、トヨロト思ヒマス、
其時小澤刑事ハ擲ケ出シテ居夕両足ヲバタカサセ
マシタカ劉宗煥ハ側ニ立ツテ居夕劉祿鍾ニ対シテ「サセ
キサ」ト云フ朝鮮語ヲ發シタノテアリマス

此言葉ハ冗談ノ場合ニモ用ヒルカ「殺サウ」ト云フ意味テアルエトハ相違ナイ、ソシテ右ノ場合「ユキサ」ト云フ言葉力口癖トシテ自分ノ口カラ出タト思フト云フコトヲ



9451-2

1770



9451-2

1769

I-0692

0194

劉宗煥自身も専公判テ申シテ居リアス
ソコテ劉祿鐘へ如何シタテセウ
自分ノ同志シカモ一緒ニ下宿シテ居ル劉宗煥カ小澤刑
事トアラン限りノカテ格闈シテ居ルノヲ眼ノ前ニ見セラ
レテ居ル劉祿鐘カ宗煥ニカヲ貸サスニ居ラレマセウカ
加之新聞班ノユトニシテモ自分ハ全ク同シ立場ニアルモ
ナテアツテ

他ノ同志ニ対シテモ宗煥ト同様ナ責任ヲ持ツモノテ
アリマス何テ袖手傍観スルコトカ出來マセウチユギサ」ト
云ハレナクトモ一緒ノ心持ニナツテ刑事ヲ殺ス氣ニナルテセ
ウマシテ其際ハ刑事カ兩足ヲハダクサセテ階下ノ人ニ知
ラレソウナ状態テモアリ又ソレハ刑事カ起テ上ラウトスル
刑ニモ見エタ處ヘ「今エキサ」ト云ハレタムテスクテ宗煥ト
同シ氣持ニナリニ人テ刑事ヲ殺サウト云フ氣ニナツタ
ハ専リ前ノ事タト思ハレマス

劉
一
九

劉祿鐘カ予審テ「宗煥カ自分ニ対シ殺サウト極カラホメ
マシタカラ私モ亦宗煥ニ手傳ヒ小澤巡査ヲ殺ス是ニ有
同人ハ足ヲ抑ヘ付ケテ居リマシタ」ト述ベテ居ルノ専時
祿鐘ノ氣持ヲ偽リナク現ハシテ居ルト申シテ差支ナギト
思ヒマス
斯様ニ人テカラ合セテ刑事ヲヤツケテ居ル内ニウシ
ト呻キ聲ヲ歎シテ刑事ハ勤カナクナツテ了ワタト認ムヘ
キテアリマス
以上ノ状況カラ思ヒ合セテ果シテ被告人等カ専公廷テ
主張スル如ク殺ス氣カナカツクト云ヘルテアリマセウカ専
職ハコレタケノ事実カラ見テ之殺意カアツタ事ハ疑フ余
地ハナイト思フノテアリマスケ尚専時ノ諸種ノ事情ヲ
手荷リ次第ニ取り上ケテ殺意ノ有無ヲ判定シテ見マ
セウ

(九) 殺意認定其他ノ資料

S

9451-2

1772

S

9451-2

1771

先ツ 前時、被害者ト被告人トノ身体ノ位置、姿勢等ヲ
 観察シテ下サイ、小澤刑事事カ突然ニ押シ倒サレタ時ニ
 八両足ヲ擲ケ出腰、後方一足位隔テ外處テアル壁ニ
 頭部ヲ押シ付ケラレテ上半身ハ此壁ニ凭レカニシテ中
 ル形ニナツタノテス、此ノ様ナ姿勢ハ人ノ最モ防禦無
 利ナ形アリマシテ此姿勢ニ於テ八両手ニ力ケ全然入
 リヤセ又抵抗不可能ノ体形ナノテアリマスニミテ
 宗煥ハ前屈ニ立ッテ居テ而モ左膝ヲ同刑事ノ胸ニ刺
 テ、居ルノテ謂ハバ膝ヲ抑ヘ付ケテ乘リカ、ツテ居ル形
 ル両足先ヲ両手テ抑ヘテ了ツテ居ルノテス、之テ八股鬼
 ノ手ヲ捻ルト同シテ如何ニ刑事巡査トハ謂ヘ被害等ノ
 自由ニ為ストヨロニ供養ルノ他ハナシノテアリアリテス、
 此状態ニ於テ額ヲ抑ヘ付ケテ久タイテ捻リナガリ張
 ツタムテハ耐リマセ又エレ名ケテ観察シテモ死又ト命懸

ハナカツタトハ云ヘナイテセウ
 次ニ証據品トシテ其處ニ在リマスネクタイノ結ニ目ヲ
 御覽下サイ、宛然石コ只ノ様ニ硬クナツテ居リマス、
 此處ヲ掘シテ如何ニカア入レテ引張ツタカハ判リマス、人間
 ノ頭ヲネクタイテユンチニ迄引張ツテ絞メテ死又トハ思ハ
 ナカツタト云フハ甚タ多文取リニクイ語テアリマス
 次ニ鑑定書、鑑定証人ノ証言及ニ檢証調書添附、
 寫眞ニ依リマシテモ判ルヤウニ被害者ノ頭ノ周リニ如何
 ニ深ク大キク索溝カ出來テ居ルカ、才判リテセウ、而カ
 ノ頭ノ左側部ニ長サニ寸九分、右側部ニ長サニ寸四部七厘
 ノ細長イ暗赤褐色ニナツタノハ絞メラレタ際ニ皮膚ノ
 剥脱シテ居マス之ハ木クタイカ最元強ク尙ツタ部分テ
 アリマシテ暗赤褐色ニナツタノハ絞メラレタ際ニ皮膚ノ
 下テ出血シタノテアリマス、如何ニネクタイカ強ク被告劉
 宗煥ノ手ニ依ツテ引絞メラレタカカヨクオ判リト思ヒマス

銅十



9451-2

1774



9451-2

1773

I-0692

019E

尚小澤刑事、屍体、顔面、右外眦部、上ニ胡桃大ノ腫脹部、カアツテ同様皮下出血ヲシテ居リマスカニハ左額ナ劉宗煥ノ左手テ押サレタ為メ反對側ノ此部分カ壁ニ崩ツテ出來タ損傷テアリマス、之亦如何ニ宗煥ケ左手テ押シタカラ有力ニ物語ツテ居ルモノト思ヒマス被害者ハ一五八仙米突即チ五尺二寸一分ノ男テス次シテ大キイ方テハアリマセ又此ノ人カ壁ニ倒レカ、ツテ居ルトヨロヘ其胸ヘ膝テ乘リカ、ツテ二人かヘリテ抑ヘテ一方ハ今申ス様ナ力ヲ籠メテ頸ヲ絞メタノテス、ソレテモ死又外見無ハナカツタトハドウシテモ云ヘナイコト、恩ニマス

ソシテ其時間カテス失シテ一瞬間トカチヨツトトカ云フノテハナイノテ、劉祿鐘ハ尙公廷テハ三三分間足ヲ抑ヘタト申シテ居リマスカ予審テハ五六分間ト述ヘテ居リマス劉祿鐘力足ヲ抑ヘテ居ル其ノ以前ヨリネクタイヲ引張ツテ居リソシテ足ヲ放シタ後追モ其状態ヲ續ケタラシ

劉十

イト云フ劉宗煥ノ供述ヨリ考ヘマストハ大分長不間ネクタイハ咽喉ヲ絞メテ居タモノアリマス、突然ニシカモ抵抗ナシノ者ヲコレタケノ時間絞ヌラ死又ト考ヘナイ譯ニハ行キマセヌ、
被告人等ノ自供ト現場ニ残サレタ諸種ノ痕跡カラ署意ヲ認メルニ孰レモ充分ナモノバカリテアリマシテソレカ被告人等トシテ見マスレハ相手ハ死シテシマツテ居ルノテスカラドンナ自分ニ利益ナユトテモ勝手ニ玄ヘル譯テアリマス之ニ反シテ被害者ノ方ハ崩時ノ事情ヲ述ヘタクモ述ヘルコトハ出來マセヌ、許ヘタクモ訴フルコトハ出來マセヌ、若シ小澤刑事ニシテ此公廷ニ立ツテ陪審員諸君ノ前テ語ルコトカ出来タシタナラハ被告人等ノ供述ニ対シテ何ト云フテアリマセウカ、ソレハ陪審諸君ノ御想像ニ才任セスルノ他ハナイノテアリマス



9451-2

1776



9451-2

1775

I-0692

1901

(十) 犯行直後

被告両名ハ兎ニ角ス様ニシテハ小澤刑事ヲ死ナシテ
シマツテカラドシナ事ノシタラアリマセウ、其後ノ両名
行動ニハ死ストハ思ハカツタ者カ意外ニ死ノ結果
ニ直面シ吃驚シタ態度カアツタセウカ
被告劉宗煥ハ小澤刑事カ壁際ニ打伏セニ倒ルテ了
ツタノテソレカラ布団ヲ預ノ所カラ足ノ方ヘ掛ケテ置
イテ無産新聞等ヲ取纏メテ踏下ニ持テ行キソレ
カラ上リロニアツタ小澤巡査ノ靴ヲ隠シテ多賀方ラ出
マシタソシテ戸越農園マテ行キ此處へ無新葉ヲ隠
シテカラ品川三ツ木ノ知人方ニ行ツタト尙公廷ニ於テ
モ申述ヘテ玄リマス、劉祿鐘モ同様テ小澤刑事カ
動カナクナツテカラモ平氣テ階下ヘ降リテノ外へ行
ツテ了ヒ、斯くて被告人等ハ知人ヲ逃フテ逃亡回ツ
テ井タノテアリマス、之カ死又トハ思ハナカツタノニ死シ

劉
井

テ了ツタト云フ意外ノ場合ノ行動テアリマセウカ、始メカラ
殺シテ了フト恩ワテヤツテソシテ予期ノ如ク死シテ了ツ
時ニユソ出來ル行動テアリマス布団ヲ掛けテ恰モ人カ
寝ソヘツテ井ル様ニシテ置イタリ、靴ヲ隠シテ他人カ上
ツタノテナイ様ニシテ置イタリ少シテモ事ノ發覚ヲ避レ
カス様ナ方法ヲ取ツテ逃ケテ居ルテアリマス死ナシ
クナカツタラモ少シ事ノ意外ニ驚クトカ逃ケル途中テ
テモ医師ヲ頼ンテ置クトカシサウナモノト思ヒマス

(十一) 犯行後

逮捕サレテカラ被告人両名ハ警察署ヲ殺意ヲ自白シ
テ居リマス、ソシテソレハ眞實悔悟シテ被告等ノ専時ノ
心持ヲ告白シタモノテアリ決シテ其取調ニ無理カアツ
タモノナイト云フ事ハ取調ノ仕ニ専ツタ証人谷口警部
ノ証言ニ依リ明瞭テアリマス
被告等ハ予審ニ於テモ同様前後約五回ニ亘ル訊問ニ

S

9451-2

1778

S

9451-2

1778

I-0692

0198

対シテ明白ニ殺意ノアツタ事ヲ供述シテ居リマス。予審ニ於テ取調べラレタ期間ハ一月下旬カラ六月二十日頃迄テ約半歳、間アリマスカ。其間終始殺意ヲ止月定シテ居ル。ナテアリマシテ尙公廷ニ於ケル様ナ供述へ一度も致サナカツタノテアリマスソシテ何故致サナカツタト云フ事ニ就テハ、被告人等ハ判然シタ答弁ヲ致シテ居リマセ又。

被告人等ハ供解ヲ信シ得ルヤ。被告ノ弁解ヲ殊更ニ排斥シヤウト云フノテアリマセ又。テ信シ得ラレルモノナレハ之ノ信シテヤリタインテアリマスカ。如何セシム其弁解自体ニ矛盾カ含マレテ居ル。テアリマス。被告兩名ト元尙公廷テ逃ケルノ目的テアツテ殺ス。氣ハナカツタト申シテ居ル。テアリマスカ。此場合完全ニ逃ケル二殺ス以外ニ如何ナル方法カアツカヲ被告ハ申述ヘテ居リマセバ、又逃ケルニハ實際殺スノカ最ニ其目的ニ添フ方法ナノテアリマシテ被告兩名カ逃ケル為ニテ強調スル。

劉十三

八結局殺込ト云フ事ヲ強調スルノト同一結果ニナルノ

テアリマス。

又被告等ハ供解、骨子タル殺ス。氣ハナカツタト云フ事實ハ他ノ何レノ事情ト之一致シナインテアリマス。額部ノ索溝ノ具合ト云ヒネクタイノ結ヒ目ノ硬クナツテ居ルコト、云ヒ其他總テノ事情ト尙公廷ニ於ケル弁解トハ一致シマセキ。之ニ反シテ予審ニ於ケル供述ハヨク一致スルノテアリマス。斯ノ如ク尙公廷ニ於ケル弁解タケク他ノ一切ノ事情ト掛ケ離レテ木ニ竹ヲ接イタヤウニ見エルハ如何ナル譯カラテアリマセセウカ、ユレハ無理モナイコトアリマシテ犯罪後間モナクハ悔悟ノ情カ強イタメニ興実ヲ告白致シマスカ。時日カ経過スルニ連レテ自然刑シ輕カラシコトヲ希フヤウニナリマス從テ被告ノ其供述ヲ觀シタカラトテ之ヲ責メルハ酷テアリマス。

兎ニ角予審ニ被告カ言ツテ居ルトヨロリ信入ヘキカ尙公廷



9451-2

1780



9451-2

1779

テ被告カ言ツテ居ルトコロヲ信スヘキカヲ判斷シサヘスレバ
宣シイノテス、ドチラモ同シ被告人カ同シロカラ言ツテキル
トコロテアリマス、ドチラヲ信スヘキカハ既ニ陪審員諸君
ハヨク御判ツナツテキルコト、思ヒマス。

(十三) 結語

當職ハ決シテ被告ヲ憎シテ強テ之ヲ重イ罪ニ陷シタ
イトハ考ヘテ居リマセン、殺意カアルトシテモナイドミテ
モドキラニモ宣シイノテアリマスカ唯希望スルトヨロハ
事実ノ認定ヲ誤ルコトノナイ様エト云フコトテアリマス、檢
事局ハ、殺意アリトホフ結論ニ立ツテ居ルノテアリマス
力恐ラク陪審員諸君モ同一判断ニ達シテ居ラル、コ
ト、考ヘマス、何レニシテモ裁判ハ國家ノ意図ノ一つノ現レ
テアリマス、諸君カ國家ノ陪審員トシテ立タレテキル以上
テ國家ノ意思ヲ讀ツテ表出スルコトノナイ様ニ何處マニテ
正シク事実ヲ看、正シク判断ヲサレル様ニオ願ヒシ

テ置キマス之ニテ當職ノ諭告ヲ終リマス。

劉十五



9451-2

1782



9451-2

1781

I-0692

0200

思想語彙

其タ十

資本主義 資本主義とは労働力も亦商品となれり。發展の最高段階に於ける商品生產が一般的、支配的となりる社會制度である。労働力の商品化は、その結果として資本家による余剰價值の獲得を可能ならしめる。従つて、資本主義はまた、労働の商品化により、利潤即ち余剰價值を生產する社會制度である。資本主義は單なる經營又は企業の一形態の様相を指すものではない。資本主義は一つの社會制度全体であり、社會制度變革の過程に於ける一段階である。乃ち元水は中世封建制度の社會の胎内より辯證法的に發生し來水る社會制度である。資本主義又は資本主義的經濟制度の發生過程は、之水を資本主義以前にモリ端緒を求むるを必要とする。中世に於て多介の自己經濟的要素を有す

西莊園經濟に於ける生產不發達し、そこに余剰生產不可能となると共に、交換不發達し、元水の隨伴現象としての貨幣經濟化は、交換を益々助長し、市場の勃興及び固定を招致し、元水や中世都市を發生せしめり。中世都市は、商人及び手工業者の手によつて建設され、とくに小規模ながら、この兩者は結合して都市を封建領主の手より独立し、前者は商人ギルドにより後者は手工業者ギルドによつて團結した。

十字軍の遠征、東方との貿易、西歐への中繼貿易等により當時の商人は巨萬の富を獲得した。イタリー諸都市、ハンザ同盟諸都市はその例證である。千五百年末葉に始まつた、「發見時代以後は新航路の開通、原料獲得地の拡大、生產品販賣区域の拡大化による商業の繁榮、金銀の歐洲への流入と資本化」と、他方元水の新發見地に於ける掠奪、虐殺、誘拐等による暴富の獲得

S

9451-2

1784

S

9451-2

1783

I-0692

020

とアーティムに、歐洲に於ける商人は非常に富サ。所謂商業資本家が發現し彼等は商業資本を蓄積すると共に、高利貸として多くの資本を蓄積した。此時代を称して經濟史家は商業資本主義高利貸資本主義の時代と云ふ。かくして蓄積せられた資本を称して原始的又は本源的蓄積と云ふ。この原始的蓄積は資本主義發達の最初の一要素をなす。

また、中世都市に於ける手工業(これは莊園手工業より發達し來つた。も、この氣運に乗じて)組織的、經營方面的の進歩を促進しつつ益々發展し、一時は都市貴族なる商人を壓して都市の実權を握り所謂平民都市時代を現前せしめたり。従つて技術も發展し、生産力を異常に増加した。

かゝる新時代の出現は需要を非常に昂め、生産力の發展は奔放となつた。この技術の發

の技術的方面、統小工場手工業となるに至つ遂にギルドの如き制限的束縛的組織を打破するに至つた。殊に手工業(家内工業)及び工場手工業となるに及んで、生産力の發展は奔放となつた。この技術の發展と需要の増加が相関(係)は、資本主義發達の重要な第二の要素をなした。經濟のかかる進化は種々の原因によるアロレタリアの増加(ギルドの徒弟の増加、封建的從属制度の解消、宗教的原因によるアロレタリアの増加、土地買占、エニクロニニア等の諸原因の結果として)を見、これらのアロレタリアは職を求めて農村より都市に集中し來つた。かかる労働力の過剰は、第三の資本主義發達の要素であつた。

これら諸要素の發展は遂に千七百年の末葉から千八百年の末葉にかけて、西欧各國に所謂產業革命を勃發せしめた。産業革命は一言にして言へば、機

S 9451-2 1785

S 9451-2 1786

I-0692

0202

械とて水を動かす自然力以外の動力(蒸氣)を發明や考

此産業革命は資本主義を確立せしめたりである。産業革命によつて資本が確立せらるると共に、生産力は異常に發達し、工場制度が完成し、生産手段を私有する資本家と、労働力のほか何ものも有せぬ労働者との二階級が対立するに至つた。その後資本主義は、凡ゆる中世の桎梏的諸關係を断ち切りつつ、上向的に發達し遂に今日の帝國主義の時代に入つた。

独立、金融資本の制覇、産業の合理化等が現在に於ける資本主義の特徴である。資本主義の發達は、其自らの中に崩壊への矛盾の萌芽を育成する。失業の固定化、生産の制限、独立の強化、自由競争の衰頼、これらは資本主義から次々社会制度への変革過程に於ける矛盾の諸様相である。

參考書

石濱知行・資本主義の成立とそれが以後に於ける經濟の發達(改造社・經濟學全集・第十三卷)

石濱知行

1788

5

9451-2

I-0692

203

I-0692

0604

昭和七年四月十五日

思想月報 第二卷

第一號

秘

高等法院檢事局思想部

(文部省 45.1.1-1)

0205

- 支那人襲撃事件判決確定(支那報)
戦旗下依乃擴太強化(函館於乃方共産黨員事件未決)
鷹青(依乃擴太強化)日本共産青年同盟員事件未決
社會主義と民族運動(上)佐野学
日本の共産主義實行運動
最近思想事件
思想語彙(上)
思想事件月表(昭和七年一二月份)
全鮮思想事件表(昭和六年六月表)

S

9451-2

1790

S

9451-2

1789

I-0692

支那人襲擊事件判決有罪確定（第七報）

言渡廳	本籍	住所	職業	犯時	犯行	確定刑	氏名
平壤覆審	平南	平壤地方	平北	金南	平南	飲食店機工	護謨執職
平壤覆審	平南	平南	平南	不定	平南	日糧	二五
酒類販賣業	炭坑夫	黃海	勞動	靴工	雇人	家產家具	破壞
三一	一九	二六	五五	二〇	二二	暴徒	暴徒
		暴徒	暴徒	暴打殺宮	暴打殺宮	暴打殺宮	暴打殺宮
		暴徒	暴徒	家屋破壞	家屋破壞	家屋破壞	家屋破壞
		暴徒	暴徒	炭稅八年	炭稅八年	炭稅八年	炭稅八年
		暴徒	暴徒	七年	七年	七年	七年
		暴徒	暴徒	金貞	金貞	金龍	金龍
		暴徒	暴徒	利桓	利桓	鎮	鎮
		暴徒	暴徒	金吉錫	金吉錫		
		暴徒	暴徒	康斗萬	康斗萬		
		暴徒	暴徒	金宗魯	金宗魯		

1792

9451-2

1792

言渡廳	本籍	住所	職業	犯時	犯行	確定刑	氏名											
平壤履審	平南	平南	炭坑夫	四六	累犯 人收容者 打殺害 主犯	懲役四年	李仁坤											
平北	平南	黃海	運送店販	二五	累犯 打殺害 主犯	三年	牛仲八業	料理店	雜貨行商	獸肉販賣業	無職	職工	勞働	年齡				
三九	三〇	一八	二四	二五	累犯 家屋破壞 指揮 主犯	三年六月	建造物損壞	賤價 建物損壞	賤價 建物損壞	家屋破壞	放火 往室二疊	一年六月	崔約翰	金斗實				
建造物損壞	二年	四年	三年	三年	三年六月	李仁洪	崔京燁	李正雲	金元鎬	康在善	張浩鐵	安昌順	李仁坤	年齡				
崔京燁	李正雲	金元鎬	張浩鐵	安昌順	李仁洪	李仁坤	金斗實	崔約翰	康在善	張浩鐵	安昌順	李仁洪	李仁坤	年齡				

S

9451-2

1

I-0692

平	南	鐵	工	三	年	六	月	林	元	日
四	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。
五	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。

以上二十三加累計八百六十七犯

○右累計昭和七年四月五日迄有罪判決確定ニタルモノナリ

S 9451-2

1793

I-0692

0201